

付 議 第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

令和5年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

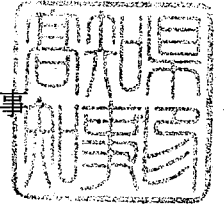
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



5 高政企第 235 号
令和 5 年 11 月 24 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事
等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 令和 5 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第13条第2項の表12の項中「動物愛護指導員」を「動物愛護管理指導員」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の100」に、「100分の105」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の50」に、「100分の52.5」を「100分の60」に改める。

第23条の4第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態措置(」を「特定新型インフルエンザ等対策(」に、「第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

第25条の6及び第25条の9中「100分の127.5」を「100分の137.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	159,400	206,700	238,400	270,200	296,100	325,500	369,000	414,900	468,400
	2	160,500	208,300	240,100	272,100	298,200	327,600	371,500	417,400	471,500
	3	161,700	210,000	241,400	274,100	300,400	329,700	374,100	419,800	474,600
	4	162,800	211,400	242,900	275,900	302,500	331,900	376,700	422,300	477,700
	5	163,900	212,600	244,200	277,800	304,200	334,200	378,900	424,600	480,700
	6	165,000	213,900	245,600	279,800	306,100	336,100	381,300	426,900	483,800
	7	166,100	215,200	246,800	281,800	308,300	338,000	383,600	429,300	486,900
	8	167,200	216,800	247,900	283,700	310,400	340,200	385,800	431,700	490,000
	9	168,300	218,400	249,100	285,500	312,200	342,300	388,300	434,000	493,000
	10	169,600	219,700	250,600	287,400	314,300	344,300	391,000	436,300	496,100
	11	170,900	220,900	252,200	289,400	316,400	346,200	393,700	438,600	499,200
	12	172,000	222,400	253,600	291,300	318,600	348,100	396,400	440,800	502,300
	13	173,300	223,700	254,900	293,000	320,800	350,000	399,000	443,000	505,300
	14	174,700	225,400	256,400	294,700	322,800	352,000	401,300	445,000	507,700
	15	176,200	227,000	258,000	296,700	324,700	354,100	403,500	447,000	510,100
	16	177,800	228,900	259,300	298,600	326,900	356,200	405,900	449,000	512,500
	17	179,000	230,400	260,500	300,300	328,900	358,100	408,200	451,000	515,000
	18	180,400	232,000	262,300	302,200	330,800	360,000	410,200	452,800	516,500
	19	181,800	233,300	264,300	304,100	332,600	361,800	412,300	454,600	518,000
	20	183,200	234,800	266,000	306,100	334,300	363,400	414,400	456,400	519,500
	21	184,600	236,000	267,700	308,200	336,300	365,400	416,500	458,200	520,700
	22	187,200	237,500	269,500	310,100	338,300	367,300	418,500	459,700	522,200
	23	189,800	238,700	271,300	311,900	340,400	369,300	420,500	461,200	523,700
	24	192,400	239,900	272,900	314,000	342,500	371,300	422,500	462,700	525,200
	25	195,000	241,000	274,600	315,800	344,100	373,400	424,600	464,200	526,500
	26	196,700	242,400	276,300	317,700	346,000	375,400	426,200	465,600	527,700
	27	198,300	243,900	278,100	319,500	347,800	377,300	427,800	467,000	528,900
	28	199,900	245,200	279,800	321,300	349,500	379,300	429,400	468,300	530,100
	29	201,400	246,200	281,300	323,200	351,300	381,300	431,100	469,500	531,300
	30	202,500	247,300	282,800	325,200	353,200	383,100	432,400	470,300	532,200
	31	203,800	248,600	284,600	327,300	355,100	385,000	433,700	471,100	533,100
	32	205,400	249,700	286,300	329,400	357,000	386,800	435,000	471,900	534,000
	33	206,700	250,700	287,600	331,000	358,900	388,600	436,300	472,700	534,800
	34	208,000	251,900	289,300	332,900	360,700	390,300	437,600	473,500	535,700
35	209,400	253,400	291,000	334,800	362,400	392,000	438,900	474,300	536,600	

36	210,500	254,600	292,800	336,600	364,100	393,700	440,100	475,100	537,500
37	211,400	255,600	294,500	338,400	366,000	395,400	441,400	475,900	538,400
38	212,200	257,100	296,100	340,400	367,300	396,600	442,300	476,700	539,300
39	213,000	258,600	297,600	342,400	368,800	397,800	443,200	477,500	540,200
40	214,100	260,000	299,400	344,400	370,300	399,000	444,100	478,300	541,100
41	215,200	261,100	301,100	346,300	371,800	400,100	444,900	479,100	542,000
42	216,100	262,300	302,600	348,200	373,000	401,300	445,700	479,800	
43	216,800	263,600	304,000	350,000	374,200	402,500	446,500	480,600	
44	218,000	264,800	305,400	351,900	375,400	403,700	447,300	481,400	
45	219,000	265,700	307,000	353,800	376,400	404,700	448,100	482,200	
46	220,000	266,700	308,600	355,300	377,300	405,400	448,900		
47	221,000	268,000	310,300	356,900	378,200	406,100	449,700		
48	222,200	269,200	312,000	358,500	379,100	406,800	450,500		
49	223,100	270,100	313,200	360,200	380,100	407,600	451,100		
50	223,800	271,100	314,700	361,400	380,900	408,300	451,900		
51	224,300	272,200	316,100	362,600	381,700	409,000	452,700		
52	225,100	273,400	317,400	363,700	382,500	409,700	453,500		
53	225,900	274,500	319,000	364,700	383,400	410,500	454,100		
54	226,400	275,600	320,600	365,800	384,100	411,200	454,900		
55	226,700	276,600	322,200	366,800	384,800	411,900	455,700		
56	227,000	277,900	323,800	367,900	385,500	412,600	456,500		
57	227,300	278,900	325,300	368,800	386,200	413,300	457,100		
58	227,900	279,800	326,500	369,500	386,800	414,000	457,900		
59	228,600	280,600	327,600	370,200	387,500	414,700	458,700		
60	229,100	281,400	328,800	370,900	388,200	415,400	459,500		
61	229,500	282,500	329,900	371,500	388,700	416,000	460,100		
62	230,100	283,400	330,800	372,200	389,400	416,700			
63	230,900	284,400	331,700	372,900	390,100	417,400			
64	231,500	285,400	332,700	373,600	390,800	418,100			
65	231,800	286,100	333,600	374,100	391,300	418,600			
66	232,500	286,900	334,400	374,800	392,000	419,200			
67	233,400	287,600	335,200	375,500	392,700	419,900			
68	234,000	288,200	336,000	376,200	393,400	420,600			
69	234,500	289,100	336,900	376,700	393,900	421,100			
70	235,200	289,900	337,600	377,400	394,600	421,800			
71	235,900	290,700	338,300	378,100	395,300	422,500			
72	236,500	291,500	339,000	378,800	396,000	423,200			
73	237,000	292,300	339,500	379,300	396,500	423,700			
74	237,500	292,800	340,100	380,000	397,200	424,400			
75	238,100	293,200	340,700	380,700	397,900	425,100			
76	238,600	293,700	341,300	381,400	398,600	425,800			

77	239,000	294,100	341,700	381,900	399,000	426,300
78	239,400	294,400	342,200	382,500	399,700	
79	240,100	294,800	342,700	383,100	400,400	
80	240,700	295,200	343,200	383,700	401,100	
81	241,000	295,500	343,700	384,400	401,600	
82	241,500	295,900	344,200	385,000	402,300	
83	242,000	296,300	344,700	385,600	403,000	
84	242,600	296,700	345,200	386,200	403,700	
85	243,400	297,000	345,700	386,800	404,200	
86	243,900	297,400	346,200	387,400		
87	244,300	297,800	346,700	388,000		
88	245,000	298,200	347,200	388,600		
89	245,600	298,500	347,600	389,300		
90	245,900	298,900	348,100	389,900		
91	246,100	299,300	348,600	390,500		
92	246,300	299,700	349,100	391,100		
93	246,500	299,900	349,400	391,800		
94		300,300	349,900			
95		300,700	350,400			
96		301,100	350,900			
97		301,300	351,200			
98		301,700	351,700			
99		302,100	352,200			
100		302,500	352,700			
101		302,700	353,000			
102		303,100	353,400			
103		303,500	353,800			
104		303,900	354,200			
105		304,100	354,700			
106		304,500	355,100			
107		304,900	355,500			
108		305,300	355,900			
109		305,500	356,400			
110		305,900	356,800			
111		306,300	357,200			
112		306,700	357,600			
113		306,900	358,100			
114		307,300				
115		307,700				
116		308,100				

	117		308,300							
	118		308,600							
	119		308,900							
	120		309,200							
	121		309,600							
	122		309,900							
	123		310,200							
	124		310,500							
	125		310,900							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	188,000	215,700	260,100	280,400	296,000	322,000	364,700	399,000	451,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	159,700	209,300	287,600	339,700	395,300
	2	160,800	211,700	290,000	341,700	398,000
	3	162,000	214,100	292,600	343,800	400,900
	4	163,100	216,600	295,000	345,600	403,700
	5	164,200	219,100	297,000	347,200	406,100
	6	165,500	220,800	299,300	348,900	408,700
	7	166,800	222,600	301,800	350,900	411,300
	8	168,100	224,700	304,200	352,800	413,700
	9	169,200	226,500	306,300	354,400	416,300
	10	170,900	228,500	308,800	356,200	419,100
	11	172,500	230,700	311,600	358,100	421,900
	12	174,000	232,500	314,000	360,100	424,700
	13	175,500	234,300	316,500	362,100	427,600
	14	177,400	236,300	319,000	363,800	430,400
	15	179,300	238,200	321,700	365,600	433,100
	16	181,300	240,500	324,400	367,500	435,900
	17	183,200	242,600	326,500	369,200	438,800
	18	185,300	245,100	328,600	371,000	441,400
	19	187,500	247,400	330,800	372,600	444,200
	20	189,500	250,000	332,700	374,200	447,000
	21	191,800	252,600	334,700	376,100	449,900
	22	194,100	255,200	336,400	377,900	452,600
	23	196,400	257,600	338,300	379,900	455,300
	24	199,000	260,300	340,200	381,900	458,000
	25	201,100	262,800	341,900	383,500	460,800
	26	203,200	265,200	343,500	385,200	463,400
	27	205,300	267,400	345,200	386,900	466,000
	28	207,500	269,700	347,000	388,500	468,500
	29	209,500	271,800	348,900	390,300	471,100
	30	210,500	273,700	350,400	392,300	473,700
	31	211,800	275,300	351,900	394,300	476,300
	32	213,400	276,900	353,500	396,300	478,900
	33	214,900	278,400	354,800	398,100	481,200
	34	216,600	280,400	356,100	399,900	483,700
35	218,400	282,600	357,200	401,400	486,200	

36	219,800	284,600	358,300	403,200	488,700
37	221,100	286,200	359,700	404,900	491,300
38	222,600	287,600	360,900	406,400	493,800
39	224,100	289,200	362,300	408,000	496,300
40	225,800	290,700	363,700	409,600	498,800
41	227,500	291,800	364,700	411,200	501,400
42	229,100	292,900	365,700	412,800	503,700
43	230,400	294,100	366,800	414,400	506,000
44	232,100	294,900	367,700	416,000	508,300
45	233,900	295,700	368,900	417,600	510,400
46	235,700	296,700	370,200	419,200	512,000
47	237,400	297,900	371,500	420,800	513,600
48	239,300	299,100	372,800	422,400	515,200
49	240,800	300,000	373,900	423,800	516,900
50	242,500	301,100	375,200	425,300	518,400
51	244,100	302,300	376,400	426,800	519,800
52	245,700	303,200	377,700	428,300	521,300
53	246,900	304,000	378,800	429,800	522,600
54	248,400	304,900	379,800	431,200	523,800
55	249,600	306,100	380,900	432,600	525,000
56	250,800	307,200	382,000	434,000	526,200
57	251,900	307,800	382,900	435,200	527,400
58	253,000	308,700	383,800	436,600	528,400
59	254,200	309,700	384,700	438,000	529,400
60	255,300	310,800	385,600	439,400	530,400
61	256,000	311,800	386,300	440,500	531,500
62	256,900	312,700	387,100	441,500	532,400
63	257,900	313,600	388,000	442,500	533,300
64	258,900	314,600	388,900	443,500	534,200
65	259,800	315,600	389,600	444,400	535,100
66	260,900	316,500	390,400	445,300	536,000
67	262,100	317,200	391,200	446,200	536,900
68	262,900	317,900	392,000	447,100	537,800
69	264,000	319,100	392,800	447,800	538,800
70	265,200	320,000	393,500	448,700	539,700
71	266,600	321,100	394,200	449,600	540,600
72	268,000	322,200	394,900	450,500	541,500
73	268,900	323,100	395,700	451,200	542,500
74	270,100	324,000	396,400		
75	271,400	324,900	397,100		
76	272,400	325,700	397,800		

77	273, 100	326, 700	398, 600
78	274, 000	327, 700	399, 200
79	275, 200	328, 700	399, 900
80	276, 300	329, 700	400, 600
81	277, 200	330, 800	401, 300
82	278, 200	331, 600	402, 000
83	279, 300	332, 200	402, 700
84	280, 500	333, 000	403, 400
85	281, 600	333, 900	404, 000
86	282, 700	334, 400	404, 700
87	283, 800	335, 000	405, 400
88	285, 000	335, 600	406, 100
89	285, 900	336, 000	406, 700
90	286, 900	336, 600	
91	287, 700	337, 200	
92	288, 500	337, 800	
93	289, 600	338, 200	
94	290, 400	338, 700	
95	291, 400	339, 200	
96	292, 400	339, 700	
97	292, 900	340, 300	
98	293, 700	340, 800	
99	294, 400	341, 300	
100	295, 000	341, 800	
101	295, 800	342, 400	
102	296, 500	342, 900	
103	297, 200	343, 400	
104	297, 900	343, 900	
105	298, 700	344, 500	
106	299, 200	345, 000	
107	299, 600	345, 500	
108	300, 100	346, 000	
109	300, 600	346, 600	
110	300, 900	347, 100	
111	301, 300	347, 600	
112	301, 700	348, 100	
113	302, 100	348, 700	
114	302, 500	349, 200	
115	302, 900	349, 700	
116	303, 300	350, 200	

	117	303,700	350,800			
	118	304,100	351,300			
	119	304,500	351,800			
	120	304,900	352,300			
	121	305,200	352,900			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	218,100	263,800	289,800	333,200	393,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	268,400	345,900	403,600	472,900
	2	270,100	348,400	406,200	475,100
	3	272,000	350,900	408,800	476,900
	4	274,300	353,500	411,400	478,700
	5	276,300	355,800	413,900	480,800
	6	279,900	358,200	416,500	482,800
	7	283,700	360,400	418,800	484,900
	8	287,100	362,600	421,300	487,100
	9	290,200	364,700	423,500	489,300
	10	293,800	367,600	425,900	491,200
	11	297,300	370,500	428,500	493,000
	12	301,200	373,000	430,600	494,700
	13	305,000	375,700	432,900	496,600
	14	308,700	379,000	434,800	498,700
	15	312,200	382,500	437,000	500,800
	16	316,200	385,800	439,200	502,800
	17	319,700	389,000	441,100	504,900
	18	323,000	391,500	443,000	506,900
	19	326,100	394,000	445,200	508,800
	20	329,500	396,500	447,600	510,800
	21	332,700	399,200	449,600	512,600
	22	335,900	401,600	451,800	514,400
	23	338,800	403,700	453,900	516,300
	24	341,800	406,000	456,200	518,200
	25	344,500	408,000	458,200	519,900
	26	346,300	410,000	460,400	521,700
	27	347,800	412,200	462,200	523,500
	28	349,400	413,900	464,000	525,300
	29	351,200	416,100	466,000	527,200
	30	353,300	417,600	468,100	529,000
	31	355,300	419,400	470,300	530,800
	32	357,100	421,200	472,600	532,600
	33	359,000	423,000	474,600	534,400
34	361,100	424,500	476,500	536,200	

35	363,400	426,300	478,300	538,000
36	365,500	428,300	480,000	539,800
37	367,500	430,100	481,900	541,500
38	369,600	431,900	483,700	543,100
39	371,700	433,600	485,500	544,700
40	373,800	435,500	487,200	546,100
41	375,900	437,300	488,900	547,700
42	377,200	439,000	490,700	549,100
43	378,200	440,300	492,400	550,500
44	379,400	441,600	494,200	551,800
45	380,600	443,300	495,800	553,000
46	381,800	444,900	497,500	554,000
47	383,200	446,600	499,300	555,000
48	384,100	448,400	501,100	556,000
49	385,200	450,200	502,700	557,100
50	385,600	451,800	504,000	558,000
51	386,300	453,300	505,300	558,900
52	387,000	454,700	506,600	559,800
53	387,700	456,400	507,900	560,700
54	388,100	457,600	509,200	561,600
55	388,800	458,800	510,500	562,500
56	389,700	459,900	511,800	563,400
57	390,500	461,100	513,000	564,300
58	391,300	462,100	513,900	565,200
59	391,900	463,000	514,800	566,100
60	392,600	464,000	515,700	567,000
61	393,200	464,900	516,600	567,900
62	393,500	465,500	517,500	568,800
63	393,700	466,200	518,400	569,700
64	393,900	466,900	519,100	570,600
65	394,100	467,600	520,000	571,500
66		468,300	520,900	
67		469,000	521,800	
68		469,700	522,600	
69		470,200	523,500	
70		470,900	524,400	
71		471,600	525,300	
72		472,300	526,200	
73		472,800	527,000	
74		473,500	527,900	
75		474,200	528,800	

	76		474,900	529,700	
	77		475,400	530,500	
	78		476,000	531,400	
	79		476,600	532,300	
	80		477,000	533,200	
	81		477,600	534,000	
	82		478,200	534,900	
	83		478,800	535,800	
	84		479,300	536,700	
	85		479,800	537,500	
	86		480,400	538,400	
	87		481,000	539,300	
	88		481,600	540,200	
	89		482,100	541,000	
	90		482,700		
	91		483,300		
	92		483,900		
	93		484,400		
	94		485,000		
	95		485,600		
	96		486,200		
	97		486,700		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	296,200	338,600	393,000	466,100

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	164,100	201,500	231,500	255,900	287,300	333,100	377,100
	2	165,500	203,100	232,800	256,900	289,400	335,000	379,800
	3	167,000	204,600	233,800	257,800	291,500	337,000	382,500
	4	168,400	206,100	235,300	258,700	293,500	339,100	385,200
	5	169,600	207,600	236,500	259,700	295,400	341,100	387,800
	6	171,300	208,300	238,000	260,800	297,400	343,100	390,500
	7	173,100	209,600	239,400	262,100	299,500	345,000	393,100
	8	174,600	210,700	240,900	263,200	301,500	346,900	395,800
	9	176,300	212,100	242,200	264,200	303,200	348,800	398,400
	10	178,000	213,500	243,600	265,400	305,000	350,900	400,700
	11	179,800	215,200	244,900	266,700	307,100	353,100	403,100
	12	181,600	216,500	246,300	267,700	309,000	355,300	405,600
	13	183,000	217,800	247,900	268,700	311,000	356,800	407,900
	14	184,900	218,700	248,900	270,400	312,900	358,800	410,100
	15	186,800	219,800	249,800	272,300	314,800	360,700	412,300
	16	188,500	221,200	250,700	273,800	316,800	362,400	414,500
	17	190,400	222,500	251,800	275,300	319,000	364,300	416,600
	18	192,200	223,700	252,900	277,100	320,900	366,400	418,700
	19	194,100	224,900	254,200	278,900	322,800	368,400	420,800
	20	195,900	226,400	255,300	280,600	324,800	370,500	422,900
	21	197,800	227,600	256,300	282,100	326,800	372,400	424,800
	22	199,300	229,000	257,500	283,800	328,600	374,500	426,400
	23	200,700	230,300	258,700	285,600	330,300	376,500	428,000
	24	202,100	231,700	259,700	287,300	332,000	378,600	429,600
	25	203,700	233,000	260,700	288,900	333,900	380,500	431,200
	26	204,300	234,200	262,200	290,400	335,800	382,300	432,500
	27	205,500	235,300	263,900	292,200	337,800	384,200	433,800
	28	206,500	236,500	265,300	293,800	339,800	386,100	435,100
	29	207,900	238,000	266,800	295,500	341,300	387,900	436,500
	30	208,900	239,000	268,500	297,200	343,100	389,700	437,800
	31	210,200	240,000	270,200	298,900	344,800	391,500	439,100
	32	211,100	241,000	271,800	300,700	346,300	393,300	440,300
	33	212,200	242,200	273,000	302,500	348,000	394,900	441,700
	34	212,900	243,300	274,600	304,100	349,900	396,200	443,000
	35	213,800	244,600	276,300	305,700	351,800	397,500	444,300
36	215,000	245,700	277,900	307,400	353,700	398,800	445,600	

37	215,900	246,800	279,200	308,900	355,500	399,900	447,000
38	216,800	248,000	280,500	310,400	357,200	401,100	447,800
39	217,500	249,400	282,100	311,800	358,800	402,200	448,600
40	218,700	250,600	283,500	313,200	360,500	403,400	449,400
41	219,500	251,600	284,900	314,900	362,100	404,500	450,000
42	220,600	252,800	286,400	316,500	363,300	405,300	450,800
43	221,400	254,100	287,900	318,200	364,600	406,100	451,600
44	222,500	255,100	289,500	319,900	365,900	406,900	452,400
45	223,400	256,200	291,200	320,900	367,100	407,500	453,000
46	224,100	257,700	292,700	322,400	368,300	408,200	453,800
47	224,700	259,200	294,200	323,800	369,500	408,900	454,600
48	225,500	260,600	295,800	325,100	370,700	409,600	455,400
49	226,400	261,900	297,100	326,500	371,900	410,400	456,000
50	226,700	263,100	298,500	327,800	372,900	411,100	456,800
51	227,000	264,400	299,800	329,100	373,900	411,800	457,600
52	227,300	265,600	301,100	330,400	374,900	412,500	458,400
53	227,700	266,500	302,400	331,500	375,700	413,200	459,000
54	228,200	267,500	303,800	332,500	376,600	413,900	
55	228,900	268,800	305,300	333,500	377,500	414,600	
56	229,400	269,900	306,800	334,600	378,400	415,300	
57	229,800	270,700	307,900	335,400	379,200	415,900	
58	230,300	271,800	309,200	336,300	380,000	416,600	
59	231,000	272,900	310,400	337,300	380,800	417,300	
60	231,500	274,100	311,500	338,300	381,600	418,000	
61	232,000	275,200	312,700	339,100	382,200	418,500	
62	232,700	276,300	314,000	339,800	382,900	419,100	
63	233,600	277,400	315,300	340,500	383,600	419,800	
64	234,200	278,600	316,600	341,200	384,300	420,500	
65	234,600	279,600	318,000	341,900	384,900	421,000	
66	235,400	280,500	318,800	342,600	385,600		
67	236,200	281,300	319,500	343,300	386,300		
68	236,900	282,100	320,300	344,000	387,000		
69	237,300	283,100	321,200	344,700	387,500		
70	237,800	284,100	321,900	345,300	388,100		
71	238,400	285,200	322,700	345,900	388,700		
72	238,900	286,300	323,500	346,500	389,300		
73	239,300	286,900	324,300	347,000	390,000		
74	239,700	287,600	324,900	347,600	390,600		
75	240,400	288,200	325,500	348,200	391,200		
76	240,900	288,700	326,100	348,800	391,800		
77	241,200	289,400	326,800	349,300	392,500		

78	241,600	290,000	327,300	349,800	393,100
79	242,000	290,600	327,800	350,300	393,700
80	242,500	291,200	328,300	350,800	394,300
81	243,000	291,900	328,900	351,200	395,000
82	243,200	292,400	329,400	351,600	395,600
83	243,400	292,800	329,900	352,000	396,200
84	243,700	293,300	330,400	352,400	396,800
85	244,000	293,700	331,000	352,900	397,500
86		293,900	331,400	353,300	
87		294,200	331,700	353,700	
88		294,500	332,100	354,100	
89		294,900	332,600	354,600	
90		295,200	333,000	355,000	
91		295,500	333,400	355,400	
92		295,800	333,800	355,800	
93		296,200	334,300	356,300	
94		296,500	334,600	356,700	
95		296,800	335,000	357,100	
96		297,100	335,400	357,500	
97		297,500	335,600	358,000	
98		297,800	336,000	358,400	
99		298,100	336,400	358,800	
100		298,400	336,800	359,200	
101		298,800	337,000	359,700	
102		299,100	337,400	360,100	
103		299,400	337,800	360,500	
104		299,700	338,200	360,900	
105		300,000	338,400	361,400	
106			338,800		
107			339,200		
108			339,600		
109			339,800		
110			340,200		
111			340,600		
112			341,000		
113			341,200		

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	189,000	215,800	248,200	261,800	288,100	330,000	373,100
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	180,100	207,200	249,800	270,100	293,800	336,000
	2	181,600	209,300	251,300	270,400	295,600	338,100
	3	183,100	211,400	252,600	270,800	297,300	339,900
	4	184,500	213,300	254,000	271,300	299,100	341,700
	5	185,900	215,500	255,400	271,900	300,800	343,800
	6	187,400	217,800	256,600	272,800	302,400	345,900
	7	188,900	220,000	257,600	273,900	304,100	348,100
	8	190,300	222,200	258,900	274,600	305,800	350,200
	9	191,800	224,500	259,700	275,600	307,500	352,000
	10	193,500	225,700	260,800	276,500	309,000	353,900
	11	195,100	226,900	261,800	277,800	310,500	355,600
	12	196,600	228,200	262,700	279,000	312,200	357,500
	13	198,000	229,300	263,500	280,200	313,900	359,600
	14	199,900	230,200	264,100	281,500	315,400	361,500
	15	201,900	231,300	264,500	283,000	316,800	363,600
	16	203,900	232,300	265,000	284,200	318,600	365,700
	17	206,100	233,400	265,600	285,800	320,500	367,800
	18	208,200	234,600	266,300	287,100	321,900	369,900
	19	210,300	236,000	267,300	288,300	323,500	371,900
	20	212,200	236,900	267,800	289,600	325,100	374,000
	21	214,400	237,800	268,600	291,100	326,600	376,200
	22	216,500	239,100	269,700	292,400	328,100	378,300
	23	218,600	240,400	270,700	293,800	329,300	380,500
	24	220,700	241,600	271,600	295,200	330,500	382,700
	25	222,700	242,800	272,500	296,300	332,100	384,700
	26	223,800	244,200	273,800	297,700	333,500	386,700
	27	224,900	245,400	275,200	299,100	335,100	388,700
	28	226,100	246,700	276,400	300,700	336,600	390,700
	29	227,000	248,300	278,000	302,200	338,100	392,700
	30	227,700	249,500	279,400	303,600	339,500	394,600
	31	228,600	250,500	280,700	304,900	340,700	396,500
	32	229,400	251,900	282,100	306,600	342,100	398,400
	33	230,400	252,700	283,600	308,100	343,700	400,100
	34	231,400	253,900	284,800	309,400	345,100	401,800
	35	232,600	254,900	286,100	310,900	346,700	403,600
36	233,300	255,800	287,400	312,400	348,300	405,400	

37	234,200	256,600	288,700	313,800	350,000	407,300
38	235,200	257,300	289,800	315,300	351,600	409,100
39	236,200	257,800	290,900	316,500	353,100	410,900
40	237,100	258,400	292,200	317,700	354,700	412,700
41	237,900	259,000	293,700	319,200	356,300	414,400
42	239,000	259,700	295,000	320,600	357,800	416,100
43	240,000	260,700	296,200	322,100	359,400	417,800
44	241,000	261,300	297,800	323,500	361,000	419,400
45	242,200	262,100	299,200	324,800	362,600	420,900
46	243,300	263,200	300,400	326,100	364,100	422,500
47	244,400	264,200	301,800	327,200	365,600	424,100
48	245,800	265,000	303,200	328,600	367,000	425,700
49	246,400	265,900	304,400	329,800	368,500	427,400
50	247,600	266,900	305,700	331,000	369,900	429,000
51	248,600	268,000	306,700	332,300	371,300	430,600
52	249,500	268,900	307,700	333,700	372,700	432,200
53	250,300	270,300	309,100	335,100	374,200	433,700
54	251,000	271,700	310,400	336,500	375,400	435,200
55	251,500	273,000	311,800	337,800	376,600	436,700
56	252,100	274,300	313,100	339,200	377,800	438,200
57	252,800	275,800	314,300	340,400	379,100	439,500
58	253,600	277,100	315,500	341,700	380,100	440,400
59	254,600	278,500	316,500	343,100	381,100	441,300
60	255,200	279,900	317,800	344,500	382,100	442,200
61	256,000	281,200	318,900	345,700	382,900	443,100
62	257,000	282,300	320,000	347,000	383,700	444,000
63	257,900	283,400	321,300	348,300	384,500	444,900
64	258,600	284,700	322,600	349,600	385,300	445,800
65	259,300	286,200	323,900	350,800	386,200	446,700
66	260,100	287,400	325,200	352,000	387,000	447,500
67	261,200	288,500	326,400	353,200	387,800	448,300
68	262,100	290,000	327,700	354,400	388,600	449,100
69	263,100	291,300	328,800	355,400	389,400	449,900
70	264,200	292,500	329,900	356,500	390,100	
71	265,200	293,900	331,100	357,600	390,800	
72	266,300	295,300	332,200	358,700	391,500	
73	267,600	296,400	333,500	359,700	392,300	
74	268,600	297,700	334,600	360,800	392,900	
75	269,700	298,700	335,800	361,900	393,500	
76	270,800	299,700	337,000	363,000	394,100	
77	271,600	301,100	338,200	363,900	394,700	

78	272,400	302,300	339,400	364,700	395,300
79	273,300	303,500	340,600	365,500	395,900
80	274,400	304,700	341,800	366,300	396,500
81	275,400	305,600	342,900	367,000	397,000
82	276,200	306,700	344,000	367,600	397,600
83	276,900	307,600	345,100	368,200	398,200
84	278,000	308,800	346,200	368,800	398,800
85	278,900	309,800	347,300	369,500	399,300
86	279,700	310,800	348,300	370,100	399,900
87	280,700	312,000	349,300	370,700	400,500
88	281,700	313,200	350,300	371,300	401,100
89	282,600	314,500	351,400	371,800	401,500
90	283,500	315,700	352,200	372,400	402,100
91	284,100	316,800	353,000	373,000	402,700
92	284,700	318,000	353,800	373,600	403,300
93	285,600	319,200	354,600	374,100	403,800
94	286,500	319,900	355,300	374,600	
95	287,400	320,700	356,000	375,100	
96	288,300	321,500	356,700	375,600	
97	289,200	322,200	357,200	376,200	
98	289,900	322,900	357,700	376,700	
99	290,400	323,600	358,200	377,200	
100	291,200	324,300	358,700	377,700	
101	291,900	324,800	359,300	378,300	
102	292,500	325,400	359,800	378,800	
103	293,300	326,000	360,300	379,300	
104	294,100	326,600	360,800	379,800	
105	294,800	327,000	361,400	380,400	
106	295,300	327,500	361,900	380,900	
107	295,700	328,000	362,400	381,400	
108	296,200	328,500	362,900	381,900	
109	296,700	329,000	363,400	382,500	
110	297,000	329,400	363,900	383,000	
111	297,400	329,800	364,400	383,500	
112	297,800	330,200	364,900	384,000	
113	298,200	330,600	365,400	384,600	
114	298,600	331,000	365,900		
115	299,000	331,400	366,400		
116	299,400	331,700	366,800		
117	299,700	332,000	367,200		
118	300,100	332,400	367,700		

119	300,500	332,800	368,200
120	300,900	333,200	368,700
121	301,200	333,400	369,100
122	301,600	333,800	369,600
123	302,000	334,200	370,100
124	302,400	334,600	370,600
125	302,600	334,800	371,000
126	303,000	335,200	
127	303,400	335,600	
128	303,800	336,000	
129	304,000	336,300	
130	304,400	336,700	
131	304,800	337,100	
132	305,200	337,500	
133	305,400	337,800	
134	305,800	338,200	
135	306,200	338,600	
136	306,600	339,000	
137	306,800	339,300	
138	307,200	339,700	
139	307,600	340,100	
140	308,000	340,500	
141	308,200	340,800	
142	308,600	341,200	
143	309,000	341,600	
144	309,400	342,000	
145	309,600	342,300	
146	310,000	342,700	
147	310,400	343,100	
148	310,800	343,500	
149	311,000	343,800	
150	311,300	344,200	
151	311,600	344,600	
152	311,900	345,000	
153	312,300	345,300	
154	312,600		
155	312,900		
156	313,200		
157	313,600		
158	313,900		
159	314,200		

	160	314,500					
	161	314,900					
	162	315,200					
	163	315,500					
	164	315,800					
	165	316,200					
	166	316,500					
	167	316,800					
	168	317,100					
	169	317,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	235,500	260,300	267,700	278,100	295,300	333,400

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条の2第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の92.5」に、「100分の120」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の46.2（特定幹部職員にあっては、100分の56.2）、12月に支給する場合においては100分の46.3」に、「100分の60」を「100分の56.3」に改める。

第25条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第25条の6後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の6の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて常勤の職員の例により支給する。

第25条の7中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第25条の9の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条中「第21条第1項及び第2項」を「第21条第1項及び第22条第1項」に、「同条第1項中」を「これらの規定中」に、「職員（）」を「、職員（）」に改め、「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」と」を削る。

第25条の11中「、第22条」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条第1項中「会計年度任用職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。第25条第2項において同じ。）」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「378,000」を「382,000」に、「426,000」を「431,000」に、「478,000」を「483,000」に、「544,000」を「550,000」に、「621,000」を「628,000」に、「725,000」を「733,000」に、「849,000」を「858,000」に改める。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の159」を「100分の170.5」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の170.5」を「、6月に支給する場合には100分の164.7、12月に支給する場合には100分の164.8」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「401,000」を「405,000」に、「461,000」を「466,000」に、「523,000」を「529,000」に、「609,000」を「616,000」に、「708,000」を「716,000」に、「809,000」を「818,000」に改め、同条第2項の表中「335,000」を「339,000」に、「370,000」を「374,000」に、「398,000」を「402,000」に改める。

第6条第2項及び第3項中「100分の159」を「100分の170.5」に改める。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の170.5」を「、6月に支給する場合には100分の164.7、12月に支給する場合には100分の164.8」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第19条の3中「第14条」を「第14条及び第15条」に、「同項中「職員」」を「これらの規定中「職員の」」に、「除く。）」を「除く。）」に改める。

第20条第1項及び第2項中「、第15条」を削る。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の85」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の50」に改める。

第25条の6及び第25条の9中「100分の127.5」を「100分の137.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	174,100	190,100	270,000	296,500	414,500
	2	175,600	192,100	272,500	299,200	416,100
	3	177,100	194,200	274,800	302,200	417,700
	4	178,600	196,500	276,900	305,100	419,300
	5	180,200	198,400	278,600	307,000	421,000
	6	182,200	200,500	280,800	309,900	422,600
	7	184,000	202,700	283,000	312,900	424,200
	8	185,800	204,900	285,400	315,700	425,800
	9	187,600	207,100	287,500	318,300	427,300
	10	189,600	209,900	289,700	321,100	428,700
	11	191,700	212,600	291,900	324,000	430,100
	12	193,700	215,300	294,300	326,700	431,500
	13	195,600	218,000	296,600	329,100	432,900
	14	197,800	219,600	298,500	331,200	434,300
	15	199,900	221,200	301,000	333,400	435,700
	16	202,000	222,800	303,600	335,500	437,100
	17	204,400	224,600	306,000	337,400	438,400
	18	206,900	225,500	308,300	339,200	439,800
	19	209,400	226,600	310,900	341,400	441,100
	20	211,800	228,100	313,600	343,500	442,500
	21	214,200	229,600	316,100	345,500	443,800
	22	215,800	231,200	318,400	347,500	445,200
	23	217,300	233,000	320,900	349,600	446,600
	24	218,900	234,500	323,500	351,900	448,000
	25	220,400	235,400	326,000	354,000	449,300
	26	221,300	237,200	328,000	355,600	450,600
	27	222,300	238,600	329,900	357,100	451,900
	28	223,600	240,400	332,200	359,000	453,200
	29	225,100	242,100	334,400	360,800	454,500
	30	226,400	244,300	336,200	362,500	455,700
	31	228,000	246,400	338,100	363,900	456,900
	32	229,300	248,800	340,100	365,500	458,100
	33	230,400	251,400	342,300	367,200	459,300
	34	231,600	254,000	344,300	368,800	460,200
35	232,800	256,600	346,100	370,600	461,100	

36	234,300	259,400	347,800	372,300	462,000
37	235,700	261,900	349,900	374,000	462,900
38	236,900	264,200	351,800	375,500	
39	237,900	266,400	353,600	376,800	
40	239,400	268,800	355,200	378,100	
41	241,100	271,200	356,900	379,500	
42	242,600	273,400	358,600	381,000	
43	244,100	275,300	360,200	382,500	
44	245,800	277,000	362,000	384,000	
45	247,500	278,900	363,700	385,600	
46	248,700	281,000	365,200	387,100	
47	249,800	283,300	366,800	388,600	
48	251,200	285,300	368,100	390,200	
49	252,700	287,300	369,300	391,700	
50	253,900	289,400	370,900	393,100	
51	254,900	291,800	372,600	394,600	
52	255,600	294,100	374,300	396,100	
53	256,400	295,800	376,000	397,700	
54	257,700	298,100	377,500	399,100	
55	259,100	300,500	378,900	400,400	
56	260,200	302,600	380,300	401,700	
57	261,300	304,400	381,800	403,200	
58	262,300	307,000	383,200	404,600	
59	263,600	309,700	384,500	406,000	
60	264,800	312,200	385,900	407,400	
61	265,600	314,300	387,200	408,700	
62	266,800	316,600	388,500	410,100	
63	268,100	319,000	389,800	411,500	
64	269,000	321,300	391,100	412,900	
65	269,800	323,300	392,400	414,100	
66	271,300	325,000	393,600	415,300	
67	272,900	327,100	394,800	416,500	
68	274,200	329,100	396,000	417,700	
69	275,500	331,100	397,200	418,800	
70	276,800	333,000	398,400	420,000	
71	278,200	335,000	399,500	421,200	
72	279,500	337,100	400,700	422,400	
73	280,400	339,200	401,900	423,400	
74	281,200	341,100	403,000	424,200	
75	282,400	342,900	404,100	425,000	
76	283,500	345,100	405,200	425,800	

77	284,600	347,000	406,300	426,700
78	285,500	348,700	407,300	427,500
79	286,500	350,200	408,300	428,300
80	287,700	351,800	409,300	429,100
81	288,900	353,500	410,300	429,900
82	289,800	355,100	411,100	430,600
83	290,600	356,900	411,900	431,300
84	291,800	358,600	412,700	432,000
85	292,800	359,900	413,500	432,700
86	293,600	361,500	414,300	433,400
87	294,200	362,900	415,100	434,100
88	294,900	364,200	415,900	434,800
89	295,900	365,900	416,700	435,500
90	296,600	367,200	417,400	436,200
91	297,500	368,600	418,100	436,900
92	298,300	370,000	418,800	437,600
93	298,600	371,500	419,400	438,100
94	299,300	372,700	420,100	
95	299,800	373,900	420,800	
96	300,300	375,200	421,500	
97	301,200	376,600	422,200	
98	302,000	377,600	422,800	
99	302,800	378,700	423,400	
100	303,600	379,800	423,900	
101	304,500	381,000	424,400	
102	304,900	382,100	425,000	
103	305,300	383,200	425,600	
104	305,800	384,300	426,100	
105	306,300	385,300	426,500	
106	306,600	386,300	427,100	
107	307,000	387,200	427,700	
108	307,400	388,200	428,200	
109	307,600	389,100	428,700	
110	308,000	390,100		
111	308,400	391,100		
112	308,800	392,100		
113	309,000	392,900		
114	309,300	393,800		
115	309,600	394,700		
116	309,900	395,600		

	117	310,200	396,600			
	118	310,500	397,400			
	119	310,800	398,200			
	120	311,100	399,000			
	121	311,300	399,700			
	122	311,600	400,500			
	123	311,900	401,300			
	124	312,200	402,100			
	125	312,400	402,800			
	126		403,500			
	127		404,200			
	128		404,900			
	129		405,700			
	130		406,400			
	131		407,100			
	132		407,800			
	133		408,300			
	134		408,900			
	135		409,500			
	136		410,100			
	137		410,500			
	138		411,100			
	139		411,700			
	140		412,300			
	141		412,700			
	142		413,300			
	143		413,900			
	144		414,500			
	145		414,900			
	146		415,500			
	147		416,100			
	148		416,700			
	149		417,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	227,600	277,000	304,700	331,600	414,500

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	174,100	218,000	270,200	337,500	424,900
	2	175,600	219,600	272,600	339,400	426,800
	3	177,100	221,200	274,800	341,400	428,700
	4	178,600	222,800	276,900	343,500	430,600
	5	180,200	224,600	278,600	345,400	432,500
	6	182,200	225,500	280,700	347,400	434,400
	7	184,000	226,600	283,000	349,600	436,300
	8	185,600	228,100	285,400	351,900	438,200
	9	187,500	229,600	287,500	354,000	440,000
	10	189,500	231,200	289,800	355,900	441,800
	11	191,600	233,000	291,900	357,800	443,700
	12	193,600	234,500	294,300	360,000	445,600
	13	195,500	235,700	296,600	362,000	447,400
	14	197,600	237,300	298,500	363,600	449,300
	15	199,800	238,700	301,100	365,400	451,200
	16	201,900	240,500	303,600	367,200	453,100
	17	204,300	242,200	306,000	369,100	454,900
	18	206,900	244,400	308,400	371,000	456,800
	19	209,200	246,400	311,000	373,000	458,700
	20	211,700	248,800	313,700	374,900	460,600
	21	214,200	251,400	316,200	376,800	462,400
	22	215,800	254,000	318,500	378,700	464,300
	23	217,300	256,600	321,000	380,400	466,200
	24	218,900	259,400	323,600	382,200	468,000
	25	220,400	261,900	326,100	383,700	469,800
	26	221,400	264,300	328,100	385,600	471,500
	27	222,500	266,500	330,100	387,500	473,200
	28	224,000	268,900	332,200	389,400	474,900
	29	225,200	271,200	334,400	391,300	476,700
	30	226,600	273,400	336,100	393,200	478,400
	31	228,200	275,300	338,000	395,100	480,000
	32	229,500	277,000	340,100	397,100	481,700
	33	230,700	278,900	342,300	399,000	483,400
	34	232,000	281,000	344,400	400,600	484,400
35	233,300	283,300	346,300	402,300	485,400	

36	234,900	285,300	348,200	404,100	486,400
37	236,400	287,400	350,400	405,700	487,500
38	237,700	289,400	352,400	407,300	
39	238,800	291,800	354,200	408,900	
40	240,500	294,100	356,100	410,500	
41	242,300	295,800	358,000	412,200	
42	243,600	298,200	360,000	413,800	
43	245,100	300,500	362,000	415,400	
44	246,800	302,600	364,100	417,000	
45	248,400	304,500	366,100	418,700	
46	249,700	307,100	368,000	420,300	
47	250,800	309,800	369,900	421,900	
48	252,300	312,300	371,700	423,500	
49	253,600	314,400	373,400	425,200	
50	254,800	316,700	375,200	426,800	
51	255,800	319,100	377,200	428,400	
52	256,600	321,400	379,200	430,000	
53	257,400	323,400	381,200	431,700	
54	258,700	325,200	383,000	433,300	
55	260,100	327,100	384,700	434,900	
56	261,200	329,100	386,400	436,500	
57	262,300	331,100	388,100	438,200	
58	263,400	333,000	389,800	439,800	
59	264,800	335,100	391,400	441,300	
60	266,100	337,200	393,100	442,900	
61	267,000	339,300	394,800	444,600	
62	268,400	341,100	396,300	446,200	
63	269,500	343,000	397,800	447,800	
64	270,500	345,200	399,200	449,400	
65	271,600	347,200	400,700	451,100	
66	273,200	349,000	402,200	452,700	
67	274,800	350,900	403,700	454,300	
68	276,300	352,800	405,200	455,900	
69	277,500	354,700	406,700	457,500	
70	278,700	356,700	408,100	459,100	
71	280,100	358,800	409,500	460,700	
72	281,400	360,800	410,900	462,300	
73	282,300	362,400	412,300	463,800	
74	283,300	364,200	413,700	464,800	
75	284,500	365,900	415,100	465,800	
76	285,700	367,600	416,500	466,800	

77	286,700	369,500	417,900	467,600
78	287,600	371,200	419,300	
79	288,700	372,900	420,600	
80	289,900	374,600	422,000	
81	291,100	376,300	423,400	
82	292,000	377,700	424,700	
83	292,900	379,100	426,000	
84	294,100	380,600	427,300	
85	295,200	382,100	428,600	
86	296,000	383,500	429,800	
87	296,900	385,000	431,000	
88	297,800	386,500	432,200	
89	298,900	387,900	433,400	
90	300,000	389,300	434,500	
91	301,200	390,700	435,600	
92	302,300	392,100	436,700	
93	302,900	393,600	437,800	
94	304,000	394,900	438,900	
95	304,900	396,200	440,000	
96	305,900	397,500	441,100	
97	306,800	398,900	442,200	
98	307,900	399,900	443,000	
99	309,000	401,000	443,800	
100	310,100	402,100	444,600	
101	311,000	403,200	445,400	
102	312,000	404,300	446,000	
103	313,000	405,400	446,600	
104	314,100	406,500	447,200	
105	315,000	407,400	447,700	
106	315,800	408,400	448,300	
107	316,700	409,400	448,900	
108	317,600	410,400	449,500	
109	318,600	411,300	450,100	
110	319,200	412,200		
111	319,800	413,100		
112	320,400	414,000		
113	321,100	414,700		
114	321,600	415,500		
115	322,100	416,300		
116	322,600	417,100		

117	323, 200	417, 900
118	323, 700	418, 700
119	324, 200	419, 400
120	324, 700	420, 200
121	325, 300	421, 000
122	325, 800	421, 500
123	326, 300	422, 000
124	326, 800	422, 500
125	327, 400	422, 900
126	327, 800	423, 400
127	328, 200	423, 900
128	328, 600	424, 400
129	328, 900	424, 800
130	329, 300	425, 300
131	329, 700	425, 800
132	330, 100	426, 300
133	330, 300	426, 700
134	330, 600	427, 200
135	330, 900	427, 700
136	331, 200	428, 200
137	331, 600	428, 600
138	331, 800	
139	332, 100	
140	332, 400	
141	332, 700	
142	333, 000	
143	333, 300	
144	333, 600	
145	333, 900	
146	334, 200	
147	334, 500	
148	334, 800	
149	335, 000	
150	335, 300	
151	335, 600	
152	335, 900	
153	336, 100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月 額	236,500	280,400	309,800	338,500	424,900
---------------------------------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第10条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の46.2、12月に支給する場合には100分の46.3」に改める。

第25条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第25条の6後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の6の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて常勤の職員の例により支給する。

第25条の7中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第25条の9の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条中「第22条第1項及び第2項」を「第22条第1項及び第23条第1項」に、「同条第1項中」を「これらの規定中」に、「職員（」を「職員（」に改め、「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」と」を削る。

第25条の11中「、第23条」を削る。

附則第18項中「附則第24項」を「附則第26項」に改め、附則第19項中「給料月額」を「給料月額その他の給与」に改め、附則第29項中「附則第24項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第31項とし、附則第28項中「附則第24項又は」を「附則第26項又は」に、「附則第24項、第26項又は第27項」を「附則第26項、第28項又は第29項」に改め、同項を附則第30項とし、附則第27項中「附則第24項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第29項とし、附則第26項中「附則第24項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第28項とし、附則第22項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、附則第21項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,960円」を「2,000円」に改め、同項を附則第23項とし、附則第20項の次に次の2項を加える。

21 附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、第15条第5項に規定する指定日の前日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、同項中「前日における第2項及び第3項の規定による」とあるのは、「前日に附則第18項の規定の適用を受ける職員であったとしたならば第2項及び第3項の規定により支給されることとなる」とする。

22 附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、第15条の2第4項に規定する指定日の前日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、同項中「における」とあるのは、「に附則第18項の規定の適用を受ける職員であったとしたならば支給されることとなる」とする。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の100」に、「100分の105」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の50」に、「100分の52.5」を「100分の60」に改める。

第25条の6及び第25条の9中「100分の127.5」を「100分の137.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,000	200,500	226,300	260,400	301,300	327,500	354,800	388,400	430,000
	2	186,700	202,200	228,300	261,700	303,300	329,600	356,700	390,400	431,900
	3	188,400	204,000	230,200	262,900	305,500	331,800	358,900	392,600	433,700
	4	190,100	205,700	232,100	264,600	307,600	333,900	361,000	394,800	435,600
	5	191,700	207,600	233,900	266,400	309,600	335,800	362,900	396,600	437,400
	6	193,600	209,800	235,300	268,100	311,600	337,500	365,000	398,500	439,200
	7	195,500	212,000	236,600	269,700	313,800	339,800	367,000	400,200	441,000
	8	197,200	214,200	238,500	271,400	315,800	341,700	369,000	401,800	442,900
	9	198,900	216,500	240,200	272,600	317,500	343,500	371,000	403,600	444,600
	10	200,500	219,000	241,800	274,300	319,600	345,400	372,900	405,600	446,400
	11	202,200	221,400	243,500	275,600	321,800	347,600	374,800	407,700	448,200
	12	203,800	223,900	244,900	277,100	323,900	349,700	376,500	409,800	450,000
	13	205,700	226,100	246,300	278,400	325,500	351,600	378,700	411,700	451,600
	14	207,700	227,900	247,600	279,300	327,300	353,700	380,700	413,800	453,400
	15	209,700	229,600	249,000	280,000	329,600	355,700	382,900	415,800	455,200
	16	211,700	231,300	250,700	280,600	331,500	357,700	385,100	417,900	457,000
	17	214,000	233,000	252,200	281,500	333,300	359,900	386,900	420,000	458,600
	18	216,300	234,300	253,500	282,900	335,200	361,700	388,800	421,800	460,400
	19	218,600	235,500	254,600	284,300	337,300	363,500	390,600	423,700	462,200
	20	221,000	237,300	256,300	285,700	339,400	365,100	392,300	425,600	464,000
	21	223,300	238,600	258,000	286,700	341,300	367,300	394,100	427,400	465,600
	22	225,100	240,200	259,200	288,300	343,300	369,100	396,200	429,100	467,400
	23	226,800	241,900	260,400	289,800	345,200	371,200	398,300	430,800	469,100
	24	228,500	243,300	261,600	291,200	347,100	373,300	400,400	432,500	470,900
	25	230,200	244,500	262,600	292,300	349,200	375,200	402,200	434,100	472,500
	26	231,400	245,600	263,800	294,200	351,000	377,200	404,300	435,700	474,000
	27	232,500	246,800	264,800	296,300	352,800	379,000	406,300	437,300	475,500
	28	234,200	248,300	266,100	298,300	354,400	380,800	408,400	438,900	477,000
	29	235,700	249,700	267,100	300,500	356,600	382,800	410,300	440,200	478,400
	30	237,300	251,000	267,700	302,200	358,500	384,900	412,100	441,900	479,200
	31	239,000	252,100	268,400	304,100	360,600	387,000	414,000	443,600	479,900
	32	240,400	253,800	269,000	305,800	362,700	389,100	415,900	445,300	480,700
	33	241,600	255,300	269,800	307,300	364,400	391,000	417,900	446,800	481,300
	34	242,700	256,600	270,800	309,000	366,400	393,100	419,500	448,500	482,100
35	243,900	257,900	271,800	310,800	368,100	395,100	421,200	450,200	482,900	

36	245,400	259,200	272,900	312,500	369,900	397,100	422,900	451,900	483,700
37	246,800	260,200	273,600	314,000	371,800	399,000	424,500	453,400	484,300
38	248,100	261,300	274,700	315,400	373,900	400,500	426,000	454,200	485,100
39	249,200	262,200	275,900	317,300	376,000	402,100	427,500	455,000	485,900
40	250,900	263,400	276,900	318,800	378,100	403,700	429,000	455,800	486,700
41	252,400	264,500	277,800	320,400	380,100	405,200	430,600	456,400	487,300
42	253,600	265,100	279,100	321,900	382,200	406,400	431,900	457,100	488,100
43	254,800	265,800	280,500	323,700	384,200	407,600	433,200	457,800	488,900
44	256,000	266,400	281,700	325,400	386,300	408,800	434,500	458,500	489,700
45	257,000	267,200	283,000	327,100	388,200	410,100	435,800	459,300	490,300
46	257,900	268,200	284,400	328,900	389,900	411,300	436,600	460,000	
47	258,600	269,200	286,000	330,600	391,700	412,500	437,400	460,700	
48	259,600	270,300	287,400	332,300	393,500	413,700	438,200	461,400	
49	260,300	271,000	288,800	334,000	395,300	415,000	438,900	462,100	
50	260,900	272,100	290,300	335,300	396,500	415,800	439,700	462,800	
51	261,600	273,300	291,900	336,700	397,700	416,600	440,500	463,500	
52	262,200	274,400	293,400	337,900	398,800	417,400	441,300	464,200	
53	263,000	275,200	294,600	339,600	400,100	418,100	441,900	464,900	
54	264,000	276,400	295,900	341,200	401,300	418,800	442,600	465,600	
55	265,000	277,800	297,700	343,000	402,500	419,500	443,300	466,300	
56	266,100	279,000	299,100	344,800	403,700	420,100	444,000	467,000	
57	266,800	280,200	300,400	346,100	405,000	420,900	444,700	467,700	
58	267,700	281,600	301,800	347,700	405,800	421,400	445,400	468,300	
59	268,700	283,200	303,500	349,100	406,600	422,000	446,100	469,000	
60	269,700	284,600	305,100	350,500	407,400	422,600	446,800	469,700	
61	270,500	285,800	306,500	352,100	408,100	423,200	447,500	470,400	
62	271,400	287,200	308,200	353,800	408,800	423,800	448,100		
63	272,500	288,700	309,800	355,500	409,500	424,400	448,700		
64	273,500	290,100	311,400	357,200	410,200	425,000	449,300		
65	274,700	291,200	312,900	358,900	410,700	425,600	450,000		
66	275,700	292,200	314,300	360,500	411,400	426,200	450,600		
67	277,000	293,700	315,700	362,000	412,100	426,800	451,200		
68	278,100	294,800	316,900	363,600	412,800	427,400	451,800		
69	278,900	296,100	318,500	365,100	413,300	428,000	452,500		
70	280,100	297,300	319,800	366,500	413,900	428,600	453,100		
71	281,400	298,800	321,300	367,900	414,500	429,200	453,700		
72	282,600	300,200	322,800	369,400	415,100	429,800	454,300		
73	283,600	301,400	323,800	370,900	415,700	430,400	455,000		
74	284,500	302,800	325,400	372,400	416,300	431,000	455,600		
75	285,900	304,100	326,800	373,900	416,900	431,600	456,200		
76	286,900	305,400	328,200	375,300	417,500	432,200	456,800		

77	287,800	306,600	329,900	376,700	418,100	432,700	457,500
78	288,600	307,800	331,600	377,900	418,700	433,300	
79	289,700	309,000	333,200	379,100	419,300	433,900	
80	290,700	310,000	334,900	380,300	419,800	434,500	
81	291,800	311,500	336,600	381,600	420,400	435,100	437,500
82	293,000	312,700	338,300	382,800	421,000	435,700	
83	294,100	314,100	339,900	384,000	421,600	436,300	
84	295,200	315,500	341,600	385,200	422,200	436,900	
85	296,500	316,600	343,300	386,500	422,700		
86	297,400	318,000	344,800	387,100	423,300		
87	298,300	319,200	346,400	387,700	423,900		
88	299,000	320,400	348,000	388,300	424,500		
89	300,200	321,800	349,500	389,000	425,100		
90	301,200	323,300	351,000	389,600	425,700		
91	302,400	324,800	352,500	390,200	426,300		
92	303,600	326,300	354,000	390,800	426,900		
93	304,300	327,600	355,500	391,300	427,500		
94	305,500	329,000	357,000	391,900			
95	306,500	330,300	358,500	392,500			
96	307,500	331,700	360,000	393,100			
97	308,500	333,100	361,400	393,600			
98	309,700	334,400	362,600	394,200			
99	310,900	335,800	363,700	394,800			
100	312,100	337,200	364,900	395,400			
101	313,300	338,700	366,200	395,900			
102	314,400	340,000	367,300	396,500			
103	315,400	341,300	368,500	397,100			
104	316,500	342,600	369,700	397,700			
105	317,500	343,800	371,000	398,200			
106	318,100	344,900	371,600	398,700			
107	318,800	346,000	372,200	399,200			
108	319,500	347,100	372,800	399,700			
109	320,200	348,300	373,500	400,000			
110	320,900	349,300	374,100	400,500			
111	321,600	350,300	374,700	401,000			
112	322,300	351,300	375,300	401,500			
113	323,100	352,400	375,800	401,900			
114	323,900	353,400	376,400	402,400			
115	324,700	354,400	377,000	402,900			
116	325,500	355,400	377,600	403,400			

117	326,100	356,500	378,100	403,800						
118	326,900	357,100	378,700	404,300						
119	327,700	357,700	379,300	404,800						
120	328,500	358,300	379,900	405,300						
121	329,200	358,800	380,300	405,700						
122	329,700	359,300	380,900	406,200						
123	330,200	359,800	381,500	406,700						
124	330,700	360,300	382,100	407,200						
125	331,000	360,800	382,600	407,600						
126		361,300	383,100							
127		361,800	383,600							
128		362,300	384,100							
129		362,800	384,400							
130		363,300	384,900							
131		363,700	385,400							
132		364,200	385,900							
133		364,700	386,200							
134		365,200	386,700							
135		365,700	387,100							
136		366,200	387,600							
137		366,500	387,900							
138		366,900	388,400							
139		367,400	388,900							
140		367,900	389,400							
141		368,200	389,700							
142		368,700								
143		369,200								
144		369,700								
145		370,000								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	241,800	253,700	258,000	294,200	311,600	326,300	350,500	386,400	419,200

第12条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の92.5」に、「100分の120」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の46.2（特定幹部職員にあつては、100分の56.2）、12月に支給する場合においては100分の46.3」に、「100分の60」を「100分の56.3」に改める。

第25条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第25条の6後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の6の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて常勤の職員の例により支給する。

第25条の7中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第25条の9の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条中「第21条第1項及び第2項」を「第21条第1項及び第22条第1項」に、「同条第1項中」を「これらの規定中」に、「職員（」を「、職員（」に改め、「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」と」を削る。

第25条の11中「、第22条」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第12条並びに附則第7項及び第8項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第9条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）別表第1及び別表第2並びに第11条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の職員の条例第22条第2項、第25条の6及び第25条の9、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第23条第2項、第25条の6及び第25条の9並びに改正後の警察職員の条例第22条第2項、第25条の6及び第25条の9の規定

は同年12月1日から適用する。

(令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の職員の条例」という。)、第9条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の公立学校職員の条例」という。)又は第11条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の警察職員の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

- 7 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「附則第24項、第26項又は第27項」を「附則第26項、第28項又は第29項」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第4項中「附則第18項から第29項まで」を「附則第18項から第31項まで」に改める。

附則第14条第2項及び第3項中「については」を「については、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に、同条第4項中「までの間」を「までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に改める。

附則第15条第2項及び第3項中「については」を「については、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に、同条第4項中「までの間」を「までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に改める。

附則第16条第2項及び第3項中「については」を「については、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に、同条第4項中「までの間」を「までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に改める。

附則第17条第2項及び第3項中「については」を「については、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に、同条第4項中「までの間」を「までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず」に改める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をするとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を考慮し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、併せて新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行により地方自治法が一部改正されたことを考慮し、国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当について必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定すること。（職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項、公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに警察職員の給与に関する条例別表第1関係）

(2) 初任給調整手当の改定

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を415,600円（現行 414,800円）に引き上げること。（職員の給与に関する条例第9条の2第1項関係）

(3) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 常勤の職員の令和5年12月期及び令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第23条並びに警察職員の給与に関する条例第22条関係）

区分	本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数						
				令和5年度			令和6年度以降			
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.25	月 1.25	月 2.50	月 1.25	月 1.25	月 2.50	月 1.25	月 1.25	月 2.50
		勤勉手当	月 0.85	月 0.85	月 1.70	月 0.85	月 1.00	月 1.85	月 0.925	月 0.925	月 1.85
		計	月 2.10	月 2.10	月 4.20	月 2.10	月 2.25	月 4.35	月 2.175	月 2.175	月 4.35
	特定幹部職員	期末手当	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10
		勤勉手当	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.20	月 2.25	月 1.125	月 1.125	月 2.25
		計	月 2.10	月 2.10	月 4.20	月 2.10	月 2.25	月 4.35	月 2.175	月 2.175	月 4.35
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	期末手当	月 0.675	月 0.675	月 1.35	月 0.675	月 0.675	月 1.35	月 0.675	月 0.675	月 1.35
		勤勉手当	月 0.425	月 0.425	月 0.85	月 0.425	月 0.50	月 0.925	月 0.462	月 0.463	月 0.925
		計	月 1.10	月 1.10	月 2.20	月 1.10	月 1.175	月 2.275	月 1.137	月 1.138	月 2.275
	特定幹部職員	期末手当	月 0.575	月 0.575	月 1.15	月 0.575	月 0.575	月 1.15	月 0.575	月 0.575	月 1.15
		勤勉手当	月 0.525	月 0.525	月 1.05	月 0.525	月 0.60	月 1.125	月 0.562	月 0.563	月 1.125
		計	月 1.10	月 1.10	月 2.20	月 1.10	月 1.175	月 2.275	月 1.137	月 1.138	月 2.275

特定任期付職員	期末手当	月 1.59	月 1.59	月 3.18	月 1.59	月 1.705	月 3.295	月 1.647	月 1.648	月 3.295
任期付研究員	期末手当	月 1.59	月 1.59	月 3.18	月 1.59	月 1.705	月 3.295	月 1.647	月 1.648	月 3.295

イ 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9並びに警察職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9関係）

区分	本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
	6月期	12月期	計	令和5年 6月期	令和5年 12月期	計
第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員	月 1.275	月 1.275	月 2.55	月 1.275	月 1.375	月 2.65

(4) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等

ア 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて常勤の職員の例により支給すること。（職員の給与に関する条例第25条の6の2、公立学校職員の給与に関する条例第25条の6の2及び警察職員の給与に関する条例第25条の6の2関係）

イ 第2号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が6箇月未満である職員を除き、支給すること。（職員の給与に関する条例第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の9及び警察職員の給与に関する条例第25条の9関係）

ウ 令和6年度以降の期末手当は、第1号会計年度任用職員については常勤の職員の例により支給し、第2号会計年度任用職員については常勤の職員と同じ支給月数とすること。（職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9並びに警察職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9関係）

エ その他関係条例について所要の規定の整備を行うこと。

(5) 災害派遣手当に係る規定の整備

国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当に含まれる新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更する等所要の規定の整備を行うこと。（職員の給与に関する条例第3条及び第23条の4第1項関係）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は令和5年4月1日から、2の(3)のアの令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るもの並びに2の(3)のイは同年12月1日から適用する。ただし、2の(2)、2の(3)のアの令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るもの並びに2の(4)は、令和6年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をするとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を考慮し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、併せて新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行により地方自治法が一部改正されたことを考慮し、国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対
新
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的等）

- 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

照 表
旧
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）
(第9条関係)

（目的等）

- 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

(1) 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

(2) 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第3条 略

（給料表等）

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）

(2) 高等学校等教育職給料表（別表第2）

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例（昭

第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

(1) 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

(2) 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第3条 略

（給料表等）

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）

(2) 高等学校等教育職給料表（別表第2）

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例（昭

和29年高知県条例第34号)別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)をそれぞれ準用する。

3・4 略

第5条の2 略

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の2 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額

和29年高知県条例第34号)別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)をそれぞれ準用する。

3・4 略

第5条の2 略

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の2 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額

に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、

「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の給与の種類）

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。この場合において、第22条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の137.5」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「職員に」とあるのは「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」とする。

「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の給与の種類）

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。この場合において、第22条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「職員に」とあるのは「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

新	旧	対	照	表	(第10条関係)
<p>公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）</p>				<p>公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）</p>	
(目的等)				(目的等)	
<p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>				<p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	
<p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）<u>、期末手当及び勤勉手当</u>の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。</p>				<p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）<u>及び期末手当</u>の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。</p>	
(へき地手当)				(へき地手当)	
<p>第15条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校等」という。）に勤務する職員には、へき地手当を支給する。</p>				<p>第15条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校等」という。）に勤務する職員には、へき地手当を支給する。</p>	
<p>2 へき地学校等に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、</p>				<p>2 へき地学校等に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、</p>	

給料及び扶養手当の月額合計額に、へき地学校等の級別に応じ、次の各号に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級 100分の3
- (2) 2級 100分の5
- (3) 3級 100分の7
- (4) 4級 100分の14
- (5) 5級 100分の18

3 へき地学校に準ずる学校等に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の1を乗じて得た額とする。

4 へき地手当の支給の方法については、給料の支給の例による。

5 第1項の規定により教育委員会規則で指定するへき地学校等又はへき地学校に準ずる学校等の当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る指定日以後における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「新手当の月額」という。）が指定日の前日における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「旧手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（指定日以後へき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、指定日以後当該職員が指定日の前日に勤務していた小学校、中学校、義務教育学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該小学校、中学校、義務教育学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、新

給料及び扶養手当の月額合計額に、へき地学校等の級別に応じ、次の各号に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級 100分の3
- (2) 2級 100分の5
- (3) 3級 100分の7
- (4) 4級 100分の14
- (5) 5級 100分の18

3 へき地学校に準ずる学校等に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の1を乗じて得た額とする。

4 へき地手当の支給の方法については、給料の支給の例による。

5 第1項の規定により教育委員会規則で指定するへき地学校等又はへき地学校に準ずる学校等の当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る指定日以後における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「新手当の月額」という。）が指定日の前日における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「旧手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（指定日以後へき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、指定日以後当該職員が指定日の前日に勤務していた小学校、中学校、義務教育学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該小学校、中学校、義務教育学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、新

手当の月額が旧手当の月額に達するまでの間（指定日以後へき地手当の支給を受けない者にあつては、指定日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 職員が学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等（以下この条において「へき地等学校等」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の100分の4を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

手当の月額が旧手当の月額に達するまでの間（指定日以後へき地手当の支給を受けない者にあつては、指定日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 職員が学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等（以下この条において「へき地等学校等」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の100分の4を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

- (1) 職員がへき地等学校等以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のためへき地等学校等に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日
- (2) 職員が他のへき地等学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地等学校等に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日
- 3 第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。
- 4 前条第1項又は第1項の規定により教育委員会規則で指定するへき地等学校等の当該指定の日（以下この条において「指定日」という。）の前日においてへき地等学校等に該当していた学校等で指定日においてへき地等学校等に該当しないこととなるもの（学校等の移転によりへき地等学校等に該当しないこととなるものを除く。）は、指定日の前日に当該学校等に勤務する職員のうち、へき地手当に準ずる手当の支給を受けていた者で指定日以後当該学校等に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校等とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、前項の規定にかかわらず、指定日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。
- 5 新たにへき地等学校等に該当することとなる学校等に勤務する

- (1) 職員がへき地等学校等以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のためへき地等学校等に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日
- (2) 職員が他のへき地等学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地等学校等に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日
- 3 第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。
- 4 前条第1項又は第1項の規定により教育委員会規則で指定するへき地等学校等の当該指定の日（以下この条において「指定日」という。）の前日においてへき地等学校等に該当していた学校等で指定日においてへき地等学校等に該当しないこととなるもの（学校等の移転によりへき地等学校等に該当しないこととなるものを除く。）は、指定日の前日に当該学校等に勤務する職員のうち、へき地手当に準ずる手当の支給を受けていた者で指定日以後当該学校等に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校等とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、前項の規定にかかわらず、指定日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。
- 5 新たにへき地等学校等に該当することとなる学校等に勤務する

職員のうち、指定日前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものについては、第1項から第3項までの規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。

- 6 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が同項の異動の日前にへき地等学校等に該当していたものとした場合に第1項から第3項までの規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額とする。

(定時制通信教育手当)

第15条の3 定時制通信教育手当は、定時制（夜間に授業を行うものに限る。以下この条において同じ。）の課程又は通信制の課程を置く高等学校の職員（校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。）に支給する。ただし、人事委員会規則で定める事項に該当する場合は、この限りでない。

- 2 定時制通信教育手当の月額、定時制の課程を置く高等学校の職員にあっては、19,000円（第12条に規定する管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）にあっては、15,000円）、通信制の課程を置く高等学校の職員にあっては、3,500円（管理職手当受給職員にあっては、2,800円）とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、これらの

職員のうち、指定日前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものについては、第1項から第3項までの規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。

- 6 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が同項の異動の日前にへき地等学校等に該当していたものとした場合に第1項から第3項までの規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額とする。

(定時制通信教育手当)

第15条の3 定時制通信教育手当は、定時制（夜間に授業を行うものに限る。以下この条において同じ。）の課程又は通信制の課程を置く高等学校の職員（校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。）に支給する。ただし、人事委員会規則で定める事項に該当する場合は、この限りでない。

- 2 定時制通信教育手当の月額、定時制の課程を置く高等学校の職員にあっては、19,000円（第12条に規定する管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）にあっては、15,000円）、通信制の課程を置く高等学校の職員にあっては、3,500円（管理職手当受給職員にあっては、2,800円）とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、これらの

額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 定時制通信教育手当の支給の方法については、給料の支給の例による。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の67.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現

額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 定時制通信教育手当の支給の方法については、給料の支給の例による。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の67.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現

在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の46.2、12月に支給する場合においては

在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

100分の46.3を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の6の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)に、常勤の職員の例により支給する。この場合において、第22条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の137.5」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項及び第23条第1項の規定の適用については、これらの規定中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20条の2、第21条の2及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

附 則

1～17 略

(定年に関する経過措置)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第26項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員の給料月額その他の給与は、前項の規定の適用を受ける職員の給料月額その他の給与との権衡を考慮し、任命権者が定める。

20 附則第18項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「職員に」とあるのは「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」とする。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20条の2、第21条の2、第23条及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

附 則

1～17 略

(定年に関する経過措置)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員の給料月額は、前項の規定の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

20 附則第18項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

21 附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、第15条第5項に規定する指定日の前日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、同項中「前日における第2項及び第3項の規定による」とあるのは、「前日に附則第18項の規定の適用を受ける職員であったとしたならば第2項及び第3項の規定により支給されることとなる」とする。

22 附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、第15条の2第4項に規定する指定日の前日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、同項中「における」とあるのは、「に附則第18項の規定の適用を受ける職員であったとしたならば支給されることとなる」とする。

23 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の3第2項の規定の適用については、同項中「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「15,000円」とあるのは「10,500円」と、「3,500円」とあるのは「2,500円」と、「2,800円」とあるのは「2,000円」とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

21 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の3第2項の規定の適用については、同項中「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「15,000円」とあるのは「10,500円」と、「3,500円」とあるのは「2,450円」と、「2,800円」とあるのは「1,960円」とする。

- 24 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の4第2項の規定の適用については、同項第1号中「14,000円」とあるのは「9,800円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」と、同項第2号中「12,000円」とあるのは「8,400円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「16,000円」とあるのは「11,200円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」とする。
- 25 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 26 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け
- 22 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の4第2項の規定の適用については、同項第1号中「14,000円」とあるのは「9,800円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」と、同項第2号中「12,000円」とあるのは「8,400円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「16,000円」とあるのは「11,200円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」とする。
- 23 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 24 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け

る給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額」と、「とする。以下この項において「基礎給料月額」という」とあるのは「とする」と、「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第26項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第26項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第26項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第26項、第28項又は第29項の規定による給料の額との合計額」とする。

る給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額」と、「とする。以下この項において「基礎給料月額」という」とあるのは「とする」と、「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第24項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の額との合計額」とする。

31 附則第18項から前項まで（附則第19項を除く。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第26項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1（附則第9項関係）

表 略

附則別表第2（附則第9項関係）

表 略

附則別表第3（附則第10項関係）

表 略

29 附則第18項から前項まで（附則第19項を除く。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1（附則第9項関係）

表 略

附則別表第2（附則第9項関係）

表 略

附則別表第3（附則第10項関係）

表 略

新 警察職員の給与に関する条例（抜粋）	旧	対	照 表 旧 警察職員の給与に関する条例（抜粋）	（第11条関係）
<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において職員とは、高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）第10条第1項に規定する高知県警察職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含み、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。）をいう。</p>			<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において職員とは、高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）第10条第1項に規定する高知県警察職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含み、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。）をいう。</p>	

(給料表等)

第4条 警察官の給料表は、別表第1に定めるところによる。

2 警察官以外の職員の給料表については、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)を準用する。ただし、主として法医学又は理化学を利用する調査研究等に従事する者の給料表は同条例別表第3研究職給料表を、栄養管理又は栄養指導に従事する者の給料表は同条例別表第4の2医療職給料表(2)をそれぞれ準用する。

3 第1項の給料表及び前項において準用する給料表(以下「給料表」という。)は、附則第3項の規定の適用を受ける未帰還職員以外の全ての職員に適用するものとする。

4～6 略

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21

(給料表等)

第4条 警察官の給料表は、別表第1に定めるところによる。

2 警察官以外の職員の給料表については、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)を準用する。ただし、主として法医学又は理化学を利用する調査研究等に従事する者の給料表は同条例別表第3研究職給料表を、栄養管理又は栄養指導に従事する者の給料表は同条例別表第4の2医療職給料表(2)をそれぞれ準用する。

3 第1項の給料表及び前項において準用する給料表(以下「給料表」という。)は、附則第3項の規定の適用を受ける未帰還職員以外の全ての職員に適用するものとする。

4～6 略

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21

条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第26条第7項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額(警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第26条第7項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額(警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第21条の2・第21条の3 略
（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第21条の2・第21条の3 略
（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日
現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死
亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養
手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算し
た額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を
乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定
幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職
員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合
計額とする。
- 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用
する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、
「第22条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について
準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあ
るのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とある
のは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この
条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と読み替えるも
のとする。
- （第1号会計年度任用職員の給与の種類）
- 第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手
当とする。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日
現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死
亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養
手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算し
た額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を
乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特
定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職
員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合
計額とする。
- 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用
する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、
「第22条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について
準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあ
るのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とある
のは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この
条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と読み替えるも
のとする。
- （第1号会計年度任用職員の給与の種類）
- 第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手
当とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)に、常勤の職員の例により支給する。この場合において、第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の137.5」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「職員に」とあるのは「職員(任期が6箇月未満である職員を除く。)に」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)に、常勤の職員の例により支給する。この場合において、第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「職員に」とあるのは「職員(任期が6箇月未満である職員を除く。)に」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

新 警察職員の給与に関する条例（抜粋）	旧	対	照 表 旧 警察職員の給与に関する条例（抜粋）	（第12条関係）
<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>			<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	
<p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）<u>、</u> <u>期末手当及び勤勉手当</u>の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。</p>			<p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）<u>及び</u> <u>期末手当</u>の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。</p>	
<p>（期末手当）</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第7項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>			<p>（期末手当）</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第7項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの</p>			<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの</p>	

職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第21条の2・第21条の3 略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第21条の2・第21条の3 略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の46.2（特定幹部職員にあっては、100分の56.2）、12月に支給する場合には100分の46.3（特定幹部職員にあっては、100分の56.3）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

（第1号会計年度任用職員の給与の種類）

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

（第1号会計年度任用職員の給与の種類）

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の6の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて常勤の職員の例により支給する。

（第1号会計年度任用職員の報酬等の特例）

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

（第2号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項及び第22条第1項の規定の適用については、これらの規定中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第25条の11 第4条（第6項を除く。）、第4条の2から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第11条の3、第12条の2、第13条の2、第13条の3、第19条の2及び第26条の規定は、第1号会計

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。この場合において、第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の137.5」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の報酬等の特例）

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項及び第22条第1項の規定の適用については、同条第1項中「職員に」とあるのは「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の137.5」とする。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第25条の11 第4条（第6項を除く。）、第4条の2から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第11条の3、第12条の2、第13条の2、第13条の3、第19条の2、第22条及び第26条の規定は、第

年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

新 新	旧	対	照	表	(附則第7項関係)
<p>公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）</p>				<p>公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）</p>	
(定義)				(定義)	
<p>第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の適用を受ける者をいう。</p>				<p>第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の適用を受ける者をいう。</p>	
(教育職員の教職調整額の支給等)				(教育職員の教職調整額の支給等)	
<p>第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>				<p>第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	
2・3 略				2・3 略	
付 則				付 則	
(施行期日)				(施行期日)	
1 略				1 略	
(給料の切替えに伴う経過措置)				(給料の切替えに伴う経過措置)	
<p>2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）附則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、</p>				<p>2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）附則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、</p>	

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正し、職員の給料月額並びに職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の額の改定をするとともに、地方自治法の一部改正を考慮し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、併せて、所要の改正を行うものである。

2 主な改正の内容

(1) 給料表の改定

教諭（大卒）の初任給を月額約13,000円引き上げることとし、すべての号給について引上げ（教育職の場合、月額1,100円以上）を行う。

(2) 期末手当・勤勉手当の改定

ア 一般の職員の勤勉手当の年間支給月数を4.20月から4.35月（+0.15月）とする。

- ・令和5年12月期 0.85月 → 1.00月
- ・令和6年度以降は、一律0.925月に改定

区 分		6 月		12 月		合 計	
現 行		期末手当	1.25	期末手当	1.25	期末手当	2.50
		勤勉手当	0.85	勤勉手当	0.85	勤勉手当	1.70
		計	2.10	計	2.10	計	4.20
改 正 後	令和5年度	期末手当	1.25	期末手当	1.25	期末手当	2.50
		勤勉手当	0.85	勤勉手当	<u>1.00</u>	勤勉手当	<u>1.85</u>
		計	2.10	計	<u>2.25</u>	計	<u>4.35</u>
	令和6年度 以 降	期末手当	1.25	期末手当	1.25	期末手当	2.50
		勤勉手当	<u>0.925</u>	勤勉手当	<u>0.925</u>	勤勉手当	<u>1.85</u>
		計	<u>2.175</u>	計	<u>2.175</u>	計	<u>4.35</u>

イ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間支給月数を2.20月から2.275月（+0.075月）とする。

- ・令和5年12月期 0.425月 → 0.50月
- ・令和6年度以降6月期 0.425月 → 0.462月
- ・令和6年度以降12月期 0.425月 → 0.463月

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 0.675 勤勉手当 0.425 計 1.10	期末手当 0.675 勤勉手当 0.425 計 1.10	期末手当 1.35 勤勉手当 0.85 計 2.20
改 正 後	令和5年度	期末手当 0.675 勤勉手当 0.425 計 1.10	期末手当 0.675 勤勉手当 <u>0.50</u> 計 <u>1.175</u>	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.925</u> 計 <u>2.275</u>
	令和6年度 以 降	期末手当 0.675 勤勉手当 <u>0.462</u> 計 <u>1.137</u>	期末手当 0.675 勤勉手当 <u>0.463</u> 計 <u>1.138</u>	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.925</u> 計 <u>2.275</u>

ウ 会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を2.55月から2.65月(+0.10月)とする。

※会計年度任用職員は期末手当のみ支給

- ・令和5年12月期 1.275月 → 1.375月
- ・令和6年度以降は、勤勉手当も支給し、支給月数は上記アの一般の職員と同一とする。

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 1.275	期末手当 1.275	期末手当 2.55
改 正 後	令和5年度	期末手当 1.275	期末手当 <u>1.375</u>	期末手当 <u>2.65</u>
	令和6年度 以 降	期末手当 1.25 勤勉手当 <u>0.925</u> 計 <u>2.175</u>	期末手当 1.25 勤勉手当 <u>0.925</u> 計 <u>2.175</u>	期末手当 2.50 勤勉手当 <u>1.85</u> 計 <u>4.35</u>

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2(1)は令和5年4月1日から、2(2)の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは、令和6年4月1日から施行する。

小学校・中学校等教育職給料表 改定差額

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		特2級		3級		4級	
		給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円		円		円		円		円	円
	1	174,100	12,800	190,100	13,200	270,000	8,100	296,500	5,800	414,500	1,100
	2	175,600	12,800	192,100	13,200	272,500	8,000	299,200	5,800	416,100	1,100
	3	177,100	12,800	194,200	13,200	274,800	7,700	302,200	5,800	417,700	1,100
	4	178,600	12,800	196,500	13,300	276,900	7,200	305,100	5,800	419,300	1,100
	5	180,200	12,800	198,400	13,300	278,600	6,500	307,000	5,500	421,000	1,100
	6	182,200	12,900	200,500	13,300	280,800	6,400	309,900	5,500	422,600	1,100
	7	184,000	12,900	202,700	13,400	283,000	6,200	312,900	5,500	424,200	1,100
	8	185,800	13,000	204,900	13,400	285,400	6,200	315,700	5,400	425,800	1,100
	9	187,600	13,000	207,100	13,400	287,500	6,000	318,300	5,200	427,300	1,100
	10	189,600	13,000	209,900	13,400	289,700	5,800	321,100	5,200	428,700	1,100
	11	191,700	13,100	212,600	13,400	291,900	5,800	324,000	5,200	430,100	1,100
	12	193,700	13,100	215,300	13,400	294,300	5,800	326,700	5,100	431,500	1,100
	13	195,600	13,100	218,000	13,400	296,600	5,800	329,100	4,900	432,900	1,100
	14	197,800	13,200	219,600	13,400	298,500	5,500	331,200	4,800	434,300	1,100
	15	199,900	13,200	221,200	13,400	301,000	5,500	333,400	4,700	435,700	1,100
	16	202,000	13,200	222,800	13,400	303,600	5,500	335,500	4,600	437,100	1,100
	17	204,400	13,300	224,600	13,400	306,000	5,400	337,400	4,400	438,400	1,100
	18	206,900	13,300	225,500	12,700	308,300	5,200	339,200	4,200	439,800	1,100
	19	209,400	13,300	226,600	12,200	310,900	5,200	341,400	4,100	441,100	1,100
	20	211,800	13,200	228,100	12,000	313,600	5,200	343,500	4,100	442,500	1,100
	21	214,200	13,200	229,600	11,800	316,100	5,100	345,500	4,000	443,800	1,100
	22	215,800	13,200	231,200	11,600	318,400	4,900	347,500	3,700	445,200	1,100
	23	217,300	13,100	233,000	11,600	320,900	4,800	349,600	3,500	446,600	1,100
	24	218,900	13,100	234,500	11,300	323,500	4,700	351,900	3,500	448,000	1,100
	25	220,400	13,100	235,400	10,600	326,000	4,600	354,000	3,500	449,300	1,100
	26	221,300	12,500	237,200	10,600	328,000	4,400	355,600	3,200	450,600	1,100
	27	222,300	12,000	238,600	10,200	329,900	4,200	357,100	2,900	451,900	1,100
	28	223,600	11,800	240,400	10,100	332,200	4,100	359,000	2,900	453,200	1,100
	29	225,100	11,600	242,100	10,000	334,400	4,100	360,800	2,900	454,500	1,100
	30	226,400	11,400	244,300	9,800	336,200	4,000	362,500	2,800	455,700	1,100
	31	228,000	11,400	246,400	9,500	338,100	3,700	363,900	2,400	456,900	1,100
32	229,300	11,100	248,800	9,400	340,100	3,500	365,500	2,100	458,100	1,100	
33	230,400	10,700	251,400	9,400	342,300	3,500	367,200	2,100	459,300	1,100	
34	231,600	10,500	254,000	9,300	344,300	3,500	368,800	1,900	460,200	1,100	
35	232,800	10,100	256,600	9,100	346,100	3,200	370,600	1,900	461,100	1,100	
36	234,300	10,000	259,400	9,100	347,800	2,900	372,300	1,900	462,000	1,100	
37	235,700	10,000	261,900	8,900	349,900	2,900	374,000	1,800	462,900	1,100	
38	236,900	9,700	264,200	8,700	351,800	2,900	375,500	1,800			
39	237,900	9,300	266,400	8,300	353,600	2,800	376,800	1,500			
40	239,400	9,200	268,800	8,100	355,200	2,400	378,100	1,400			
41	241,100	9,200	271,200	8,000	356,900	2,100	379,500	1,400			
42	242,600	9,100	273,400	7,700	358,600	2,100	381,000	1,400			
43	244,100	8,900	275,300	7,200	360,200	1,900	382,500	1,400			
44	245,800	8,900	277,000	6,500	362,000	1,900	384,000	1,400			
45	247,500	8,800	278,900	6,400	363,700	1,900	385,600	1,400			
46	248,700	8,600	281,000	6,200	365,200	1,800	387,100	1,300			
47	249,800	8,200	283,300	6,200	366,800	1,800	388,600	1,200			
48	251,200	8,000	285,300	6,000	368,100	1,500	390,200	1,200			
49	252,700	8,000	287,300	5,800	369,300	1,400	391,700	1,200			
50	253,900	7,700	289,400	5,800	370,900	1,400	393,100	1,100			
51	254,900	7,200	291,800	5,800	372,600	1,400	394,600	1,100			
52	255,600	6,500	294,100	5,800	374,300	1,400	396,100	1,100			

小学校・中学校等教育職給料表 改定差額

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		特2級		3級		4級	
		給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額
	53	256,400	6,400	295,800	5,500	376,000	1,400	397,700	1,100		
	54	257,700	6,200	298,100	5,500	377,500	1,400	399,100	1,100		
	55	259,100	6,200	300,500	5,500	378,900	1,300	400,400	1,100		
	56	260,200	6,000	302,600	5,400	380,300	1,200	401,700	1,100		
	57	261,300	5,800	304,400	5,200	381,800	1,200	403,200	1,100		
	58	262,300	5,800	307,000	5,200	383,200	1,200	404,600	1,100		
	59	263,600	5,800	309,700	5,200	384,500	1,100	406,000	1,100		
	60	264,800	5,800	312,200	5,100	385,900	1,100	407,400	1,100		
	61	265,600	5,500	314,300	4,900	387,200	1,100	408,700	1,100		
	62	266,800	5,500	316,600	4,800	388,500	1,100	410,100	1,100		
	63	268,100	5,500	319,000	4,700	389,800	1,100	411,500	1,100		
	64	269,000	5,400	321,300	4,600	391,100	1,100	412,900	1,100		
	65	269,800	5,200	323,300	4,400	392,400	1,100	414,100	1,100		
	66	271,300	5,200	325,000	4,200	393,600	1,100	415,300	1,100		
	67	272,900	5,200	327,100	4,100	394,800	1,100	416,500	1,100		
	68	274,200	5,100	329,100	4,100	396,000	1,100	417,700	1,100		
	69	275,500	4,900	331,100	4,000	397,200	1,100	418,800	1,100		
	70	276,800	4,800	333,000	3,700	398,400	1,100	420,000	1,100		
	71	278,200	4,700	335,000	3,500	399,500	1,100	421,200	1,100		
	72	279,500	4,600	337,100	3,500	400,700	1,100	422,400	1,100		
	73	280,400	4,400	339,200	3,500	401,900	1,100	423,400	1,100		
	74	281,200	4,200	341,100	3,200	403,000	1,100	424,200	1,100		
	75	282,400	4,100	342,900	2,900	404,100	1,100	425,000	1,100		
	76	283,500	4,100	345,100	2,900	405,200	1,100	425,800	1,100		
	77	284,600	4,000	347,000	2,900	406,300	1,100	426,700	1,100		
	78	285,500	3,700	348,700	2,800	407,300	1,100	427,500	1,100		
	79	286,500	3,500	350,200	2,400	408,300	1,100	428,300	1,100		
	80	287,700	3,500	351,800	2,100	409,300	1,100	429,100	1,100		
	81	288,900	3,500	353,500	2,100	410,300	1,100	429,900	1,100		
	82	289,800	3,200	355,100	1,900	411,100	1,100	430,600	1,100		
	83	290,600	2,900	356,900	1,900	411,900	1,100	431,300	1,100		
	84	291,800	2,900	358,600	1,900	412,700	1,100	432,000	1,100		
	85	292,800	2,900	359,900	1,800	413,500	1,100	432,700	1,100		
	86	293,600	2,800	361,500	1,800	414,300	1,100	433,400	1,100		
	87	294,200	2,400	362,900	1,500	415,100	1,100	434,100	1,100		
	88	294,900	2,100	364,200	1,400	415,900	1,100	434,800	1,100		
	89	295,900	2,100	365,900	1,400	416,700	1,100	435,500	1,100		
	90	296,600	1,900	367,200	1,400	417,400	1,100	436,200	1,100		
	91	297,500	1,900	368,600	1,400	418,100	1,100	436,900	1,100		
	92	298,300	1,900	370,000	1,400	418,800	1,100	437,600	1,100		
	93	298,600	1,800	371,500	1,400	419,400	1,100	438,100	1,100		
	94	299,300	1,800	372,700	1,300	420,100	1,100				
	95	299,800	1,500	373,900	1,200	420,800	1,100				
	96	300,300	1,400	375,200	1,200	421,500	1,100				
	97	301,200	1,400	376,600	1,200	422,200	1,100				
	98	302,000	1,400	377,600	1,100	422,800	1,100				
	99	302,800	1,400	378,700	1,100	423,400	1,100				
	100	303,600	1,400	379,800	1,100	423,900	1,100				
	101	304,500	1,400	381,000	1,100	424,400	1,100				
	102	304,900	1,300	382,100	1,100	425,000	1,100				
	103	305,300	1,200	383,200	1,100	425,600	1,100				
	104	305,800	1,200	384,300	1,100	426,100	1,100				
	105	306,300	1,200	385,300	1,100	426,500	1,100				

小学校・中学校等教育職給料表 改定差額

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額
	106	306,600	1,100	386,300	1,100	427,100	1,100				
	107	307,000	1,100	387,200	1,100	427,700	1,100				
	108	307,400	1,100	388,200	1,100	428,200	1,100				
	109	307,600	1,100	389,100	1,100	428,700	1,100				
	110	308,000	1,100	390,100	1,100						
	111	308,400	1,100	391,100	1,100						
	112	308,800	1,100	392,100	1,100						
	113	309,000	1,100	392,900	1,100						
	114	309,300	1,100	393,800	1,100						
	115	309,600	1,100	394,700	1,100						
	116	309,900	1,100	395,600	1,100						
	117	310,200	1,100	396,600	1,100						
	118	310,500	1,100	397,400	1,100						
	119	310,800	1,100	398,200	1,100						
	120	311,100	1,100	399,000	1,100						
	121	311,300	1,100	399,700	1,100						
	122	311,600	1,100	400,500	1,100						
	123	311,900	1,100	401,300	1,100						
	124	312,200	1,100	402,100	1,100						
	125	312,400	1,100	402,800	1,100						
	126			403,500	1,100						
	127			404,200	1,100						
	128			404,900	1,100						
	129			405,700	1,100						
	130			406,400	1,100						
	131			407,100	1,100						
	132			407,800	1,100						
	133			408,300	1,100						
	134			408,900	1,100						
	135			409,500	1,100						
	136			410,100	1,100						
	137			410,500	1,100						
	138			411,100	1,100						
	139			411,700	1,100						
	140			412,300	1,100						
	141			412,700	1,100						
	142			413,300	1,100						
	143			413,900	1,100						
	144			414,500	1,100						
	145			414,900	1,100						
	146			415,500	1,100						
	147			416,100	1,100						
	148			416,700	1,100						
	149			417,100	1,100						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	227,600	1,100	277,000	1,100	304,700	1,100	331,600	1,100	414,500	1,100

高等学校等教育職給料表 改定差額

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		特2級		3級		4級	
		給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円		円		円		円		円	円
	1	174,100	12,800	218,000	13,400	270,200	8,200	337,500	4,400	424,900	1,100
	2	175,600	12,800	219,600	13,400	272,600	8,000	339,400	4,300	426,800	1,100
	3	177,100	12,800	221,200	13,400	274,800	7,700	341,400	4,100	428,700	1,100
	4	178,600	12,800	222,800	13,400	276,900	7,200	343,500	4,100	430,600	1,100
	5	180,200	12,800	224,600	13,400	278,600	6,500	345,400	3,900	432,500	1,100
	6	182,200	12,900	225,500	12,700	280,700	6,200	347,400	3,600	434,400	1,100
	7	184,000	12,900	226,600	12,200	283,000	6,200	349,600	3,500	436,300	1,100
	8	185,600	12,900	228,100	12,000	285,400	6,200	351,900	3,500	438,200	1,100
	9	187,500	13,000	229,600	11,800	287,500	6,000	354,000	3,500	440,000	1,100
	10	189,500	13,000	231,200	11,600	289,800	5,900	355,900	3,200	441,800	1,100
	11	191,600	13,100	233,000	11,600	291,900	5,800	357,800	3,000	443,700	1,100
	12	193,600	13,100	234,500	11,300	294,300	5,800	360,000	3,000	445,600	1,100
	13	195,500	13,100	235,700	10,900	296,600	5,800	362,000	2,900	447,400	1,100
	14	197,600	13,100	237,300	10,700	298,500	5,500	363,600	2,600	449,300	1,100
	15	199,800	13,200	238,700	10,300	301,100	5,500	365,400	2,300	451,200	1,100
	16	201,900	13,200	240,500	10,200	303,600	5,500	367,200	2,000	453,100	1,100
	17	204,300	13,300	242,200	10,100	306,000	5,400	369,100	2,000	454,900	1,100
	18	206,900	13,300	244,400	9,900	308,400	5,200	371,000	1,900	456,800	1,100
	19	209,200	13,200	246,400	9,500	311,000	5,200	373,000	1,900	458,700	1,100
	20	211,700	13,200	248,800	9,400	313,700	5,200	374,900	1,900	460,600	1,100
	21	214,200	13,200	251,400	9,400	316,200	5,100	376,800	1,800	462,400	1,100
	22	215,800	13,200	254,000	9,300	318,500	4,900	378,700	1,800	464,300	1,100
	23	217,300	13,100	256,600	9,100	321,000	4,800	380,400	1,500	466,200	1,100
	24	218,900	13,100	259,400	9,100	323,600	4,700	382,200	1,400	468,000	1,100
	25	220,400	13,100	261,900	8,900	326,100	4,600	383,700	1,400	469,800	1,100
	26	221,400	12,500	264,300	8,700	328,100	4,400	385,600	1,400	471,500	1,100
	27	222,500	12,000	266,500	8,300	330,100	4,300	387,500	1,400	473,200	1,100
	28	224,000	11,800	268,900	8,200	332,200	4,100	389,400	1,400	474,900	1,100
	29	225,200	11,600	271,200	8,000	334,400	4,100	391,300	1,400	476,700	1,100
	30	226,600	11,400	273,400	7,700	336,100	3,900	393,200	1,300	478,400	1,100
	31	228,200	11,400	275,300	7,200	338,000	3,600	395,100	1,200	480,000	1,100
	32	229,500	11,100	277,000	6,500	340,100	3,500	397,100	1,200	481,700	1,100
	33	230,700	10,700	278,900	6,400	342,300	3,500	399,000	1,200	483,400	1,100
	34	232,000	10,500	281,000	6,200	344,400	3,500	400,600	1,100	484,400	1,100
	35	233,300	10,100	283,300	6,200	346,300	3,200	402,300	1,100	485,400	1,100
	36	234,900	10,000	285,300	6,000	348,200	3,000	404,100	1,100	486,400	1,100
	37	236,400	10,000	287,400	5,900	350,400	3,000	405,700	1,100	487,500	1,100
	38	237,700	9,700	289,400	5,800	352,400	2,900	407,300	1,100		
	39	238,800	9,300	291,800	5,800	354,200	2,600	408,900	1,100		
	40	240,500	9,300	294,100	5,800	356,100	2,300	410,500	1,100		
	41	242,300	9,300	295,800	5,500	358,000	2,000	412,200	1,100		
	42	243,600	9,100	298,200	5,500	360,000	2,000	413,800	1,100		
	43	245,100	8,900	300,500	5,500	362,000	1,900	415,400	1,100		
	44	246,800	8,900	302,600	5,400	364,100	1,900	417,000	1,100		
	45	248,400	8,800	304,500	5,200	366,100	1,900	418,700	1,100		
	46	249,700	8,600	307,100	5,200	368,000	1,800	420,300	1,100		
	47	250,800	8,200	309,800	5,200	369,900	1,800	421,900	1,100		
	48	252,300	8,100	312,300	5,100	371,700	1,500	423,500	1,100		
	49	253,600	8,000	314,400	4,900	373,400	1,400	425,200	1,100		
	50	254,800	7,700	316,700	4,800	375,200	1,400	426,800	1,100		
	51	255,800	7,200	319,100	4,700	377,200	1,400	428,400	1,100		
	52	256,600	6,500	321,400	4,600	379,200	1,400	430,000	1,100		
	53	257,400	6,200	323,400	4,400	381,200	1,400	431,700	1,100		
54	258,700	6,200	325,200	4,300	383,000	1,400	433,300	1,100			

高等学校等教育職給料表 改定差額

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		号給	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額
	55	260,100	6,200	327,100	4,100	384,700	1,300	434,900	1,100		
	56	261,200	6,000	329,100	4,100	386,400	1,200	436,500	1,100		
	57	262,300	5,900	331,100	4,000	388,100	1,200	438,200	1,100		
	58	263,400	5,800	333,000	3,700	389,800	1,200	439,800	1,100		
	59	264,800	5,800	335,100	3,600	391,400	1,100	441,300	1,100		
	60	266,100	5,800	337,200	3,600	393,100	1,100	442,900	1,100		
	61	267,000	5,500	339,300	3,600	394,800	1,100	444,600	1,100		
	62	268,400	5,500	341,100	3,200	396,300	1,100	446,200	1,100		
	63	269,500	5,500	343,000	3,000	397,800	1,100	447,800	1,100		
	64	270,500	5,400	345,200	3,000	399,200	1,100	449,400	1,100		
	65	271,600	5,200	347,200	2,900	400,700	1,100	451,100	1,100		
	66	273,200	5,200	349,000	2,600	402,200	1,100	452,700	1,100		
	67	274,800	5,200	350,900	2,300	403,700	1,100	454,300	1,100		
	68	276,300	5,100	352,800	2,000	405,200	1,100	455,900	1,100		
	69	277,500	4,900	354,700	2,000	406,700	1,100	457,500	1,100		
	70	278,700	4,800	356,700	1,900	408,100	1,100	459,100	1,100		
	71	280,100	4,700	358,800	1,900	409,500	1,100	460,700	1,100		
	72	281,400	4,600	360,800	1,900	410,900	1,100	462,300	1,100		
	73	282,300	4,400	362,400	1,800	412,300	1,100	463,800	1,100		
	74	283,300	4,300	364,200	1,800	413,700	1,100	464,800	1,100		
	75	284,500	4,100	365,900	1,500	415,100	1,100	465,800	1,100		
	76	285,700	4,100	367,600	1,400	416,500	1,100	466,800	1,100		
	77	286,700	3,900	369,500	1,400	417,900	1,100	467,600	1,100		
	78	287,600	3,600	371,200	1,400	419,300	1,100				
	79	288,700	3,500	372,900	1,400	420,600	1,100				
	80	289,900	3,500	374,600	1,400	422,000	1,100				
	81	291,100	3,500	376,300	1,400	423,400	1,100				
	82	292,000	3,200	377,700	1,300	424,700	1,100				
	83	292,900	3,000	379,100	1,200	426,000	1,100				
	84	294,100	3,000	380,600	1,200	427,300	1,100				
	85	295,200	2,900	382,100	1,200	428,600	1,100				
	86	296,000	2,600	383,500	1,100	429,800	1,100				
	87	296,900	2,300	385,000	1,100	431,000	1,100				
	88	297,800	2,000	386,500	1,100	432,200	1,100				
	89	298,900	2,000	387,900	1,100	433,400	1,100				
	90	300,000	1,900	389,300	1,100	434,500	1,100				
	91	301,200	1,900	390,700	1,100	435,600	1,100				
	92	302,300	1,900	392,100	1,100	436,700	1,100				
	93	302,900	1,800	393,600	1,100	437,800	1,100				
	94	304,000	1,800	394,900	1,100	438,900	1,100				
	95	304,900	1,500	396,200	1,100	440,000	1,100				
	96	305,900	1,400	397,500	1,100	441,100	1,100				
	97	306,800	1,400	398,900	1,100	442,200	1,100				
	98	307,900	1,400	399,900	1,100	443,000	1,100				
	99	309,000	1,400	401,000	1,100	443,800	1,100				
	100	310,100	1,400	402,100	1,100	444,600	1,100				
	101	311,000	1,400	403,200	1,100	445,400	1,100				
	102	312,000	1,300	404,300	1,100	446,000	1,100				
	103	313,000	1,200	405,400	1,100	446,600	1,100				
	104	314,100	1,200	406,500	1,100	447,200	1,100				
	105	315,000	1,200	407,400	1,100	447,700	1,100				
	106	315,800	1,100	408,400	1,100	448,300	1,100				
	107	316,700	1,100	409,400	1,100	448,900	1,100				
	108	317,600	1,100	410,400	1,100	449,500	1,100				
	109	318,600	1,100	411,300	1,100	450,100	1,100				

高等学校等教育職給料表 改定差額

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		号給	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額	改定差額	給料月額
	110	319,200	1,100	412,200	1,100						
	111	319,800	1,100	413,100	1,100						
	112	320,400	1,100	414,000	1,100						
	113	321,100	1,100	414,700	1,100						
	114	321,600	1,100	415,500	1,100						
	115	322,100	1,100	416,300	1,100						
	116	322,600	1,100	417,100	1,100						
	117	323,200	1,100	417,900	1,100						
	118	323,700	1,100	418,700	1,100						
	119	324,200	1,100	419,400	1,100						
	120	324,700	1,100	420,200	1,100						
	121	325,300	1,100	421,000	1,100						
	122	325,800	1,100	421,500	1,100						
	123	326,300	1,100	422,000	1,100						
	124	326,800	1,100	422,500	1,100						
	125	327,400	1,100	422,900	1,100						
	126	327,800	1,100	423,400	1,100						
	127	328,200	1,100	423,900	1,100						
	128	328,600	1,100	424,400	1,100						
	129	328,900	1,100	424,800	1,100						
	130	329,300	1,100	425,300	1,100						
	131	329,700	1,100	425,800	1,100						
	132	330,100	1,100	426,300	1,100						
	133	330,300	1,100	426,700	1,100						
	134	330,600	1,100	427,200	1,100						
	135	330,900	1,100	427,700	1,100						
	136	331,200	1,100	428,200	1,100						
	137	331,600	1,100	428,600	1,100						
	138	331,800	1,100								
	139	332,100	1,100								
	140	332,400	1,100								
	141	332,700	1,100								
	142	333,000	1,100								
	143	333,300	1,100								
	144	333,600	1,100								
	145	333,900	1,100								
	146	334,200	1,100								
	147	334,500	1,100								
	148	334,800	1,100								
	149	335,000	1,100								
	150	335,300	1,100								
	151	335,600	1,100								
	152	335,900	1,100								
	153	336,100	1,100								
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給 料月額	236,500	1,100	280,400	1,100	309,800	1,100	338,500	1,100	424,900	1,100